

建設環境常任委員会会議録

〔令和 7 年 9 月定例会〕

9 月 9 日開催分

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 建設環境常任委員会 審査日程

令和7年9月9日（火）

会場：第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
9:00	認 定 第7号	令和6年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	上下水道 料金総務課 ・工務課	4
	認 定 第11号	令和6年度筑紫野市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	上下水道 料金総務課 ・工務課	13
	認 定 第12号	令和6年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	上下水道 料金総務課 ・工務課	34
	請 願 第1号	朝倉街道駅周辺の交通安全対策の実施を求める請願について	管理保全課 ・土木課	49
	所管事務 報 告	総合公園遊具等更新事業について	管理保全課	59
	所管事務 報 告	令和7年度筑紫野市生活環境保全連絡会について	環境課	68
	所管事務 報 告	水質調査等の結果について（平等寺地区）	環境課	78
	所管事務 報 告	ワンヘルス宣言について	環境課	80
	所管事務 報 告	筑紫野市省エネエアコン購入助成事業について	環境課	84
	所管事務 調 査	盛土により周辺農地へ悪影響が指摘されている農地 に対しての指導状況について	農政課 ・農業委員会	88
	所管事務 調 査	ふれあい農園の貸付状況について	農政課	93
	—	行政視察の実施について	—	96

**令和7年第5回（9月）筑紫野市議会定例会
建設環境常任委員会**

○日 時

令和7年9月9日（火）午前10時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（7名）

委員長	八 尋 一 男	副委員長	段 下 季一郎
委員	田 中 允	委員	辻 本 美恵子
委員	赤 司 泰 一	委員	宮 崎 吉 弘
委員	檜 木 孝 一		

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（12名）

議員	上 村 和 男	議員	西 村 和 子
議員	山 本 加奈子	議員	坂 口 勝 彦
議員	白 石 卓 也	議員	横 尾 秋 洋
議員	佐々木 忠 孝	議員	赤 司 祥 一
議員	吉 村 陽 一	議員	古 賀 新 悟
議員	春 口 茜	議員	城 健 二

○出席説明員（16名）

建設部長	深 見 勝 彦	土木課長	菊 武 秀 明
管理保全課長	中 村 昭 治	公園担当係長	原 田 裕 介
環境経済部長	平 嶋 顕 治	環境課長	益 永 晃
環境保全・廃棄物担当係長	中 村 義 弘	農政課長	松 永 崇 臣
農政担当係長	湊 崎 雄 貴	農地担当係長	黒 屋 和 孝
上下水道工務課長	山 田 学	財務管理担当係長	勇 川 大 輔
料金担当係長	山 本 裕 介	給排水担当係長	前 川 恒 夫
下水道担当係長	新 山 武 志	水道担当係長	三 浦 隆

○出席事務局職員（3名）

局長 荒 金 達
主 任 小金丸 卓 也

課 長 高 木 美智子

開会 午前10時00分

○委員長（八尋一男君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、建設環境常任委員会を開会いたします。

まず、傍聴の件を御報告いたします。本常任委員会に12名の議員が傍聴に出席してありますのです。

会議に入ります前に念のため申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手をしていただき、委員長から指名を受けた後にマイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。また、携帯電話等お持ちの方は電源を切るか、マナーモードにお願いしたいと思います。

なお、本日の委員会閉会后、協議事項として行政視察事前研修についてほか2件を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

議題に入ります前に、平嶋環境経済部長がお見えですので、御挨拶をいただいて、併せて執行部職員の紹介をお願いいたします。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） おはようございます。環境経済部長、平嶋でございます。本日は認定3件、所管事務報告4件、所管事務調査2件の審査のほどよろしくお願いいたします。

まず、説明員の紹介をさせていただきます。それぞれ自己紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○上下水道工務課長（山田 学君） 皆さん、おはようございます。上下水道工務課長をしております山田学です。どうぞよろしくお願いいたします。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） おはようございます。上下水道料金総務課で財務管理担当の係長をしております勇川と申します。本日は一日よろしくお願いいたします。

○給排水担当係長（前川恒夫君） おはようございます。上下水道工務課で給排水担当係長をしております前川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○水道担当係長（三浦 隆君） おはようございます。上下水道工務課水道担当係長をしています三浦といいます。よろしくお願いいたします。

○下水道担当係長（新山武志君） おはようございます。上下水道工務課下水道工務担当

係長をしております新山です。よろしくお願いします。

○料金担当係長（山本裕介君） おはようございます。上下水道料金総務課料金担当係長をしております山本です。よろしくお願いします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） なお、申し訳ございませんが、上下水道料金総務課長の永利のほう病氣療養中のために欠席しております。説明につきましては担当係長のほうから説明させますので、よろしく審査のほどお願いします。

以上です。

○委員長（八尋一男君） それでは、認定第7号、令和6年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いします。

係長。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） それでは、認定第7号、令和6年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を始めさせていただきます。

まず、説明で使用する資料の確認をさせていただきます。

本日は、お手元のタブレットのサイドブックス上の歳入歳出決算書577ページから592ページまでに掲載されております、令和6年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算書、それから、別途説明資料を準備しておりますので、決算書と説明資料の2点を使わせていただきたいと思います。

令和6年度分の御説明に入る前に、農業集落排水事業の目的について説明いたします。

農業集落排水事業は、御笠地区、阿志岐地区、吉木地区、平等寺地区、山口地区の市内五つの農業集落におけるし尿や生活雑排水などの汚水処理する施設を整備することで、農業用水や排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環や生活環境の向上を図ることを目的としております。

それでは、令和6年度の農業集落排水事業特別会計の歳入歳出について説明いたします。最初に歳入歳出決算書のほうを使いたいと思います。

令和6年度歳入歳出決算書の578ページ、579ページをお願いいたします。よろしいですかね。

○委員長（八尋一男君） お願いします。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） 歳入のほうから説明させていただきます。

まず上段のほうですが、1款1項分担金は、予算現額15万2,000円に對しまして、調定

額176万7,000円、収入済額45万円。今年度は不納欠損を行っておりまして、その不納欠損額131万7,000円、収入未済額はゼロ円となっております。

2款1項使用料は、予算現額4,191万8,000円に対しまして、調定額4,403万9,550円、収入済額4,187万7,100円、収入未済額216万2,450円となっております。

2款2項手数料は、予算現額2,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに1万1,100円となっております。

3款1項繰入金は、予算現額1億4,454万5,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに1億3,989万6,841円となっております。

4款1項雑入につきましては、予算現額2,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに2,941円となっております。

以上で、歳入の予算現額合計額1億8,661万9,000円に対しまして、調定額合計額1億8,571万7,432円、収入済額の合計額は1億8,223万7,982円、不納欠損額合計額131万7,000円、収入未済額合計額は216万2,450円となっております。

続きまして、歳出について説明いたしますので、次のページの580ページ、581ページをお願いします。

まず、1款1項農業集落排水事業費は、予算現額8,391万7,000円に対しまして、支出済額7,953万7,534円、不用額は437万9,466円となっております。

2款1項公債費は、予算現額1億270万2,000円に対しまして、支出済額1億270万448円、不用額は1,552円となっております。

以上で歳出の予算現額合計額1億8,661万9,000円に対しまして、支出済額の合計額1億8,223万7,982円、不用額の合計額は438万1,018円となっております。

続きまして、歳入と歳出の項目別の明細について御説明いたします。

まず、歳入の明細について説明させていただきたいと思います。決算書の584ページ、585ページをお願いします。よろしいでしょうか。

1款1項1目1節農業集落排水事業費分担金は、予算現額15万2,000円に対しまして、調定額176万7,000円、収入済額45万円、不納欠損額131万7,000円、収入未済額ゼロ円となっております。

2款1項1目1節農業集落排水処理施設使用料は、予算現額4,191万8,000円に対しまして、調定額4,403万9,550円、収入済額4,187万7,100円、収入未済額は216万2,450円となっております。

2 款 2 項 1 目 1 節農業集落排水処理施設手数料は、予算額2,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに1万1,100円となっております。

3 款 1 項 1 目 1 節一般会計繰入金は、予算額1億4,454万5,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに1億3,989万6,841円となっております。

次のページの586ページ、587ページをお願いします。

4 款 1 項 1 目 1 節消費税還付金は、予算額1,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに2,941円となっております。

4 款 1 項 1 目 2 節その他収入は、予算額1,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに該当がありませんでした。

続きまして、歳出の明細について御説明させていただきます。588ページ、589ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目農業集落排水施設維持管理費は、予算額8,391万7,000円に対しまして、支出済額7,953万7,534円、不用額は437万9,466円となっております。

農業集落排水施設維持管理費は複数の節に分かれておりますが、そのうち主なものを589ページの備考欄に掲載しております。そちらを御覧ください。

10節の需用費が1,907万8,122円、11節の役務費が5,307万4,030円、12節の委託料が89万8,206円、職員給与費といたしまして合計648万7,176円となっております。

続きまして、590ページをお願いします。

2 款 1 項 1 目公債費の元金は、予算額9,353万1,000円に対しまして、支出済額は9,353万238円、不用額は762円となっております。

2 款 1 項 2 目、公債費の利子は予算額917万1,000円に対しまして、支出済額917万210円、不用額は790円となっております。

こちらの2款公債費の元金と利子は、農業集落排水施設の整備時に借りました起債の元金と利子の償還分に当たります。

続きまして、592ページをお願いします。

こちらは実質収支に関する調書となっております。令和6年度は歳入総額、歳出総額は同額になっておりまして、歳入歳出の差引き額はゼロ円。翌年度への繰越額もないため、実質収支額はゼロ円となっております。また、この表の一番末尾にございますが、地方自治法の規定によります基金の繰入れもございませんでした。

決算書の内容に関する説明は以上になりますが、続いて、こちらで準備させていただい

ております説明資料を使った説明をさせていただきたいと思います。建設環境常任委員会の説明資料がございまして、そちらの３ページを、すみません、よろしくお願いします。よろしいでしょうか。

○委員長（八尋一男君） はい。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） こちらの３ページに、農業集落排水事業特別会計の整備計画地区概要表という資料を表示しております。

改めまして、本市の農業集落排水事業の概要について説明いたします。

本市では、平成４年度に御笠地区５集落１１．１ヘクタールで事業の実施を採択して以降、阿志岐地区３集落２０．０ヘクタール、平等寺地区２集落１１．８ヘクタール、吉木地区２集落２８．６ヘクタール、山口地区７集落３７．８ヘクタールの五つの地区、１９の集落におきまして事業を展開してまいりました。

こちらの説明資料には、地区ごとの建設年次や供用開始時期のほか、汚水の処理方式、区域内の人口や水洗化戸数、水洗化率等を掲載しております。こちらを前年度と比較いたしました結果、令和６年度は前年度に対して排水区域内全体の戸数は１，２７６戸と、７戸増となっております。次の水洗化戸数は１，２０５戸で、前年度から変動はございませんでした。排水区域内に占める水洗化戸数の割合である水洗化率は９４．４％で、僅かに減少しております。

続きまして、説明資料の次のページの４ページをお願いします。

こちらの（１）は、今し方、資料３ページで触れましたので割愛させていただきます。

（２）のところですが、これは歳入に生じました収入未済額——滞納状況に関する表となります。農業集落排水処理施設の使用料と農業集落排水事業費の分担金、この２件の滞納状況を表にしております。

まず、農業集落排水処理施設使用料の滞納状況は、現年度分が３９万６，５３０円、過年度分が１７６万５，９２０円、合計で２１６万２，４５０円となっております。

次に、農業集落排水事業費分担金の滞納状況といたしましては、令和６年度の現年度分、過年度分ともにゼロ円となっておりますが、昨年、令和５年度の農業集落排水事業の決算認定をいただく際のこちらの本委員会におきまして、この滞納となっている分担金に関して質問いただきまして、処理を進めていくという御回答をしていたものとなります。

今回その農業集落排水事業分担金につきましては、徴収が困難と判断いたしまして整理を行い、不納欠損処理を適切に行っているところでございます。

続きまして、一般会計繰入金について説明いたします。

同じく説明資料の４ページの下段のほうにございますが、（３）一般会計繰入金の内訳のほうを御覧ください。

この繰入金というのですが、毎年年度当初に総務省からの通知によりまして、地方公営企業繰出金の基準が示されております。この繰出金の背景といたしましては、公営企業が適正な使用料収入等を徴収しても、なお事業の運営維持費に対して回収が困難と認められるものにつきまして、経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化していくことを目的に、一般会計からの繰り出しが認められているものとなります。

これを踏まえまして、農業集落排水事業特別会計におきましても、一般会計から繰入金——これは受け入れる側からすれば繰入金と呼んでいるものとなりますが、それを事業費に充てて事業運営を行っているところであります。その一般会計からの繰入金としましては、令和６年度は合計で１億３,９８９万６,８４１円を受け入れております。

内容につきましては、繰り出しの基準に基づくものと基準に基づかないものがございます。まず基準に基づくものの内訳は、分流式下水道等に要する費用として２,４１０万８,２３３円、高資本費対策経費分として２,１３０万１,１０８円、最後に臨時財政特例債分として１,３７２万２,８３０円となっております。基準外といたしましては、本特別会計の赤字の補填分として８,０７６万４,６７０円を受け入れているところです。

続きまして、説明資料の５ページをお願いします。こちらは起債の償還額の推移についてまとめております。

起債の償還残高につきましては、ページの下グラフのとおり年々減少しておりまして、令和１５年度には全ての起債の償還を終える見込みとなっております。

次の６ページをお願いいたします。

こちらは令和６年度に償還いたしました起債の明細書の資料を掲載しております。また、本市の農業集落排水事業を実施しております５地区の位置図を７ページのほうに掲載しておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

以上をもちまして、令和６年度農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしく御審査の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） まず、歳入のところですね、11農業分担費の歳入のところ。調定額が176万7,000円で、収入済額が45万円と。不納欠損が131万7,000円ということで、歳入が見込めないということを言われたんですけど、これはどういう……。普通、不納欠損のときに理由を幾つか、例えばほかのページでは、これこれの理由でということと言われるので。だから、不納欠損の処理したときの理由を説明いただきたいということと、続けていいですかね。

○委員長（八尋一男君） 一つずつ行きましょうか。

○委員（辻本美恵子君） 一つずつ、はい。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○料金担当係長（山本裕介君） 農業集落排水分担金については、昨年度の委員会でも申し上げましたとおり、時効がもう既に来ておりまして、こちらのほうが平成23年に農政課から事務移管されまして、当時から滞納の理由が不明のまま徴収不可の状態になっておりました。今回、地方自治法の236条の1項の規定に基づいて、不納欠損処理を行ったものになります。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 現在、欠損で落とした対象者という方は現存されていますか。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○料金担当係長（山本裕介君） 対象者は10人になっているんですけども、もう亡くなった方とかもおられまして、現存されていらっしゃる方もいらっしゃいます。

○委員長（八尋一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） もう不納欠損というのはよくよくのことで、自治体の歳入がもうそれで諦めるというところなんですけど、例えば同じ水道料金のところ、今回作っていただいている資料の水道料金の不納欠損のところでは、きちんとその理由がここでは5項目書いてあるんですね、下水道のほうは4項目でしたが。

今の説明で、時効が来ているから、そもそも平成23年からそういうものだったという。それは遡って時効の停止ができるような措置がずっと取られてこなかったということなんですかね。例えば督促状を出し続けるとか。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○料金担当係長（山本裕介君） 水道料金と農業集落排水については、債権の種類が違ってございまして、水道料金については、時効期間の経過のみでは、理由がないと不納欠損

処理ができません。農業集落排水については、もう時効の期間が来てしまったら取れないということで、欠損処理をしないといけませんので、特にその理由というよりも期間で、時効が来た分について落としております。

○委員長（八尋一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 理由がよく分からない、今では。時効が来ているから不納欠損処理したという、その時効が来ているからという、それは何なのか。それを止めておくことができないのかということをお尋ねしているのに、時効が来ているからということでは説明にならないような気がするんですけど。

○委員長（八尋一男君） 推定でもいいですけど、例えば、田中委員が言われていたけど、現存する人と現存しない人。例えば旦那さんが亡くなられて家庭困窮して払える状況じゃなかったとか、何か推定があってこそそうなるんでしょうけど、その時点では、時効になる前には何らかの手續というか、督促はされていたのではないんですかね。

係長。

○料金担当係長（山本裕介君） 恐らくなんですけど、例えば対象者が破産していたり、亡くなっていた場合に相続人の方が相続放棄していたり、そういった理由ですね。あと、もう督促とか催告しても何も……。接触が困難とか資力がないとか、そういったもので落としているというふうに推測されます。

○委員長（八尋一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 確かにこの施設を、農排水を使い始めたときには生きているから、その施設の利用を始めているわけですよ。お金を払う期間というのは、造ってここに接続してすぐに亡くなったわけではないだろうし、すぐに破産したわけではないと思われるのに、何で生きておられる間に、あるいは破産していない間に、何かそういった手續が取れなかったのかということがよく分からない。

今、破産していたり亡くなったりというのは、さっき水道とは違うと言われたけど、水道のほうは14ページですよ。14ページを見ると、ちゃんと幾つか理由が、五つ並べられている中には……。例えば14ページ、自己破産と居所不明と本人死亡、生活困窮、その他。こういう5項目が、きちんと不納欠損の理由を挙げてあるわけですよ。これのどれかに属する。

ということは、農排水も、さっき水道とは違いますがと言われたけれども、今の説明では、破産とか亡くなっているというのは不納欠損の大きな理由になっているわけですよ。きち

んとそれを書いておいていただけて、10件のうちどなたがどの年度ぐらいでそういうふう
に陥ったのかということが分かれば、不能欠損の理由としてきちんと分かるんですけれど
も。

今となっては分からないと言われたら、確かにそうかも分からないけれども、なぜそう
いう措置ができなかったのか。これはもう、このことから今後このような不納欠損を出さ
ないようにするという反省の項目ではないかなと思うので、もう一度、なぜ不納欠損の理
由というのがきちんと書けないのかということをお聞きしたい。

○委員長（八尋一男君） もう一度、係長から説明願います。

係長。

○料金担当係長（山本裕介君） 理由については、しっかり調べまして、また後から資料
提出ということでもよろしいでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 調べて分かるものなんですか。それとも……。いやいや、今言
われるということは、資料提出が確実になされなければなりません、調べて分かるもの
なら後刻か後日か出してもらえばいいと思いますし。その後、今後発生しないという対策
をきちっとされることが一番大事なことだろうと思いますけど。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 申し訳ございません。

農業集落排水の分担金につきましては、分担金を納めてもらわないと農業集落排水、下
水道のほうに接続ができないよというのが、まず第一条件があります。（「あるな。下水
道自体がね」と呼ぶ者あり）はい。その中で、まず農業集落排水に参加されますかという
ので地元の了解を得て、地元の方が皆さん入りますという形で分担金を1口15万円なん
ですけど、じゃあおたくは15万円というのでから決定されます。

それで、処理施設ができましたら、そこに接続するのに3年以内には接続してください
ねということにしているんですけど、それでも家が古いからとか息子が帰ってきてから接
続しますよとか、建て直してからとかいうので、されない方が何件かいらっしやったと。

事業のほうは平成4年から始まっていますので、それからやっていた事業で、当然その
分担金を払わないと下水道に接続できませんので、まずは分担金のほうをお願いしますと
いうのは農政課時代からずっとやっていたんですが、平成4年から始まった事業なん
ですけど、それが平成23年にこちらの工務課のほうに移管されています。その移管された
ときには、既にもう……。

5年間という時効があって、その5年間もとうの昔に経過していたんですけど、それでも家を建てたりする方についてはどうなのかなということで、うちのほうではそのまま残っていた経緯があったんですが、昨年の委員会の中で、もうずっと同じ金額が挙がっているじゃないかという御指摘がありました。その中で百三十幾らかのお金というのを、そういはずっとそのままほったらかされていたお金がありますよねと、分担金になっていますよねということで、そこは不納欠損処理すべきじゃないかということでうちのほうも考えまして、ちょうど滞納整理に関するという一般会計のほうでも委員会とかありましたので、それに合わせて、じゃあ一緒に不納欠損をしていこうということで。

先ほど山本が言ったように、理由としては時効を迎えたからで、それまでには当然農政課時代からも、ずっと督促というか、分担金を払ってくださいねというのでやっていたんですが、やっぱり家を建てないということになると、家を建てないのに何で先にお金を払わないいけないんだとかいう方もいらっしゃったんで、本来ならば、そこで延長というか分担金の支払いを延ばしてくださいという処置をしなきゃいけなかったんですけど、そのままほったらかされていたというのがあります。

今後は分担金につきましては、当然、処理区域に入った方については、分担金をまず納めてくださいねというのがありますし、今、農業集落排水事業につきましては、新しく入られる方というのは、まず入れるかどうかというのを審査して、そこで分担金をまず納めてもらわないと、先ほど言ったとおり工事はできませんよという話になっていますので、今後そういう不納欠損処理とかというのはないのかなと思っています。

すみません、よろしくお願いします。

○委員長（八尋一男君）　ありがとうございました。

ほかに質疑のある方はありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君）　質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

認定第7号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君）　討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第7号、令和6年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定の件に

ついて、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。ありがとうございました。

続きまして、認定第11号、令和6年度筑紫野市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いします。

係長。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） それでは、令和6年度筑紫野市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての説明を始めさせていただきます。

まず、資料の確認ですが、お手元のタブレット上のサイドボックスに格納しております令和6年度筑紫野市水道事業会計決算書、それから建設環境常任委員会の説明資料を使用いたします。

決算の説明に入ります前に、本市の水道事業の概況について説明いたします。

本市における水道事業は、市民の生活が豊かで潤いのある環境づくりを目指し、常松浄水場及び山口浄水場の自己水源の活用に加え、山神水道企業団及び福岡地区水道企業団からの安定的な水資源の確保を図りつつ、安心で安全……。

○委員長（八尋一男君） 係長、その資料はないわけね。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） まだ入っておりません。すみません、今、概況をお伝えさせていただいております。申し訳ありません。

改めまして。山神水道企業団及び福岡地区水道企業団からの安定的な水資源の確保を図りつつ、安心で安全な水道水の供給に努めております。

令和6年度の営業におきましては、給水人口が減少に転じたものの、業務の効率化等により経費の節減を図り、利益の確保に努め、また、建設改良におきましては、老朽管更新計画に基づく管路の更新及び耐震化を進めているところです。

それでは、最初に、令和6年度の水道事業の収入と支出のほうから説明を始めさせていただきます。

水道事業会計決算書の4ページと5ページをお願いいたします。こちらは見開きになっておりまして、税込み表示の水道事業決算報告書になります。

収益的収支につきまして、上段の収入から説明いたします。

まず、第1款水道事業収益は、予算額21億3,135万2,000円に対しまして、決算額は21億4,817万3,605円となっております。決算額の内訳は、第1項営業収益が19億8,027万3,603円、第2項営業外収益が1億6,790万2円となっております。第3項特別利益は該当がございませんでした。

続きまして、下段の支出について説明いたします。

第1款水道事業費用は、予算額19億5,127万2,000円に対しまして、決算額は18億9,958万2,009円、不用額は5,168万9,991円となっております。決算額の内訳は、第1項営業費用が18億2,489万1,632円、不用額は3,908万4,368円。第2項営業外費用が7,382万9,577円、不用額は1,136万4,423円。第3項特別損失が86万800円、不用額は24万1,200円。第4項予備費は該当がなく、不用額は100万円となっております。

続きまして、決算書の次のページ、6ページ、7ページをお願いします。

資本的収支について説明をさせていただきたいと思います。上段の収入のほうから説明いたします。

まず、第1款資本的収入は、予算額2億3,270万2,000円に対しまして、決算額2億3,10万6,000円となっております。決算額の内訳は、第1項の企業債が2億2,710万円。第2項の補助金は該当がありませんでした。第3項負担金は600万6,000円。第4項固定資産売却代金は該当がございませんでした。

続いて下段の支出について説明いたします。

第1款資本的支出は、予算額11億6,460万8,000円に対しまして、決算額11億1,080万5,299円、継続費通次繰越額として1,271万円、不用額が4,109万2,701円となっております。決算額の内訳は、第1項の建設改良費が5億5,649万1,856円、継続費通次繰越額が1,271万円。こちらは常松浄水場中央監視装置更新事業の継続費の繰越額となります。不用額が4,109万2,144円となっております。第2項の企業債償還金は3億5,431万3,443円、不用額が557円となっております。第3項の投資は2億円、不用額はありませんでした。

こちらは結果的に資本的収支につきましては、支出が収入を上回っておりまして、この6ページ、7ページの表の下枠外に記載しておりますが、その不足する額8億7,769万9,299円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,737万6,259円、過年度分損益勘定留保資金4億9,034万8,782円、減債積立金1億2,154万9,000円、建設改良積立金2億1,842万5,258円により補填しております。

続きまして、収益的収支、資本的収支の明細について説明させていただきます。

ます。

同じく決算書の、少し飛びまして、32ページをお願いいたします。こちらの資料は消費税抜きの金額で作成しております。こちらの備考欄にあります丸、三角、バツという記号は、それぞれ課税、不加税、非課税の表記としていているところです。

まず、収益的収入の項目から内訳を説明いたします。

1 款 1 項営業収益18億79万5,748円の主な内訳ですが、1 目給水収益16億5,109万6,411円。こちらは水道料金の収入となっております。2 目受託工事収益が2 万8,000円。3 目加入金1 億1,994万3,000円、こちらは水道利用加入金の収入となっております。4 目その他営業収益2,972万8,337円、こちらは竣工検査手数料や上下水道の経費維持管理費等によるその他雑収益が主なものとなっております。

次に、1 款 2 項の営業外収益1 億6,794万996円の主な内訳は、1 目受取利息及び配当金98万8,206円。こちらは令和6 年度に購入いたしました地方公共団体金融機構債権の利息による収入となっております。3 目その他営業外収益46万5,114円。こちらは行政財産使用料としての土地賃借料収入が主なものとなっております。4 目長期前受金戻入1 億6,648万7,676円。こちらの長期前受金戻入につきましては、浄水施設や水道管などの事業資産取得時に補助金等の特定の財源があったものに関しまして、その財源分を資産の耐用年数で案分して、帳簿上の収入として計上するという会計上の規定がございまして、こちらに基づいて計上しているところです。

次の33ページをお願いします。

1 款 3 項特別利益は該当がございませんでした。

続きまして、34ページをお願いします。

収益的支出の明細について説明いたします。

1 款 1 項営業費用17億1,097万4,468円の内訳ですが、まず、1 目原水及び浄水費が10億5,574万5,111円。こちらは山神水道企業団や福岡地区水道企業団へ支払う受水費や、浄水施設の管理業務委託料、修繕費といったものが主な内容となっております。2 目配水及び給水費が6,279万7,500円。こちらは職員給料等の人件費や配水管の修繕費、水道台帳の補正業務や漏水等修理工事当番業務の委託料といったものが主な内容となっております。

続いて35ページをお願いします。

3 目受託工事費は該当がございませんでした。4 目業務費が6,897万7,278円。こちらは職員給料等の人件費や2 か月ごとの検針委託料、水道メーターの取替え費用等の修繕費が

主な内容となっております。

次の36ページをお願いします。

5目総係費が6,045万4,682円。こちらは職員や会計年度任用職員の給料、報酬等の人件費や庁舎の使用料といったものが主な内容となっております。

続いて37ページをお願いします。

6目減価償却費として4億6,028万136円、7目資産減耗費として271万9,761円となっております。8目その他営業費用は該当がございませんでした。

続きまして、1款2項営業外費用5,632万4,078円の主な内訳としましては、1目支払利息として5,469万2,929円。こちらの内容は企業債償還の利息となっております。2目営業外受託工事費は該当がございませんでした。3目雑支出の73万1,149円は過年度の料金等還付金、4目漏水対策費は該当がございませんでした。5目その他営業外費用90万円は、かんがい用水の管理費となっております。

次に、1款3項の特別損失78万2,546円の主な内訳ですが、こちらは3目のところになりますが、過年度の水道料金の調定減額による過年度損益修正損がその全額78万2,546円となっております。

続きまして、資本的収支の明細について説明させていただきたいと思います。

決算書の次のページ38ページ、39ページをお願いします。こちらの資料も消費税抜きの金額で作成しております。

まず、資本的収入のほうから説明を進めてまいります。38ページの上段です。

1款1項企業債2億2,710万円、こちらは財政融資資金から借り入れた企業債となっております。2項の補助金につきましては、該当がございませんでした。3項負担金600万6,000円。こちらは水道管工事に伴う消火栓工事の負担金となっております。4項の固定資産売却代金につきましては、該当がございませんでした。

続いて39ページをお願いします。資本的支出になります。

1款1項建設改良費5億911万5,597円の主な内訳ですが、1目建設改良費5億643万7,705円。こちらは水道管等布設工事の設計委託料や工事請負費、常松浄水場の更新工事費等が主な内容となっております。2目固定資産購入費267万7,892円。こちらは水道メーター、水質検査機器、公用車の購入が主な内容となっております。

次に、1款2項の企業債償還金3億5,431万3,443円の内訳は、全て企業債元金の償還となっております。

次に、1 款 3 項の投資 2 億円の内訳は、全額が令和 6 年度に新たに購入いたしました地方公共団体金融機構債券の支出となっております。

以上が収益的収支、資本的収支の説明となりますが、建設改良費につきましては、後ほど上下水道工務課長が説明いたします。

これまでの内容に関連しまして、決算書の 40 ページ、次のページをお願いします。

こちらは固定資産明細書という資料になりますが、向きが、すみません、縦横で見づらいかと思いますが、申し訳ございません。上段の（1）有形固定資産明細書の表、中央から少し右のところに減価償却累計額という項目がありますが、その当年度増加額の合計額 4 億 6,028 万 136 円が、先ほどの収益的支出の第 6 目減価償却費の金額と一致しております。減価償却額の内訳や固定資産の明細につきましては、後ほど御参照をお願いいたします。

次の 41 ページをお願いします。

この 41 ページと次の 42 ページに企業債明細書という資料を掲載しております。こちらには、令和 6 年度に償還を行いました企業債の種類や当年度の償還額、まだ残っております残高等を計算しておりますので、御確認いただければと思います。

続きまして、令和 6 年度の水道事業の損益、剰余金の処分案について説明させていただきたいと思いますので、少し戻りまして、決算書の 8 ページ、9 ページをお願いいたします。

こちらは水道事業の損益計算書で、令和 6 年度 1 年間の事業の収益と費用をまとめた財務諸表の一つとなります。この事業でどの程度の利益が発生しているかを示す経営の成績表でもあります。この損益計算書につきましては、税抜で作成しております。

まず、1 の営業収益は、下線部のところで、18 億 79 万 5,748 円。2 の営業費用は 17 億 1,097 万 4,468 円で、合計いたしました営業利益は 8,982 万 1,280 円となっております。

次に、3 の営業外収益は 1 億 6,794 万 996 円。9 ページになりますが、4 の営業外費用は 5,632 万 4,078 円で、営業外の収益と費用の合計で 1 億 1,161 万 6,918 円の黒字となっております。先ほどの営業利益と合計した経常利益は 2 億 143 万 8,198 円となっております。

次に、5 の特別利益はゼロ円、6 の特別損失は 78 万 2,546 円となっております。ページ右下のほうになりますが、これらの結果を通算いたしますと、2 億 65 万 5,652 円の当年度純利益が発生していることになります。

この当年度純利益に前年度からの繰越し利益剰余金 658 円、資本的収支の赤字補填に使用しました減債積立金及び建設改良積立金の合計の 3 億 3,997 万 4,258 円が、その他未処分

利益剰余金の変動額として加算されまして、最終的に一番右下のところですが、未処分利益剰余金が5億4,063万568円となっております。

この未処分利益剰余金処分の案につきまして、決算書の12ページをお願いします。こちらに剰余金の処分計算書の案を掲載しております。

剰余金の内訳であります当年度の純利益2億65万5,652円と繰越利益剰余金658円を合算しますと2億65万6,310円となりますが、そのうち全体の約7割に当たります……。

○委員長（八尋一男君） 係長、それはどこ。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） ごめんなさい、今申し上げたのが、当年度末残高の5億4,063万568円があるんですけども、この内訳の内容として、先ほどの損益計算書の中でお伝えした数字を読み上げておりました。

純利益の合計が2億65万6,310円というのがあるんですが、そのうちの7割を、この表に減債積立金の積立てというところがありますが、それを1億4,045万9,000円、これを減債積立金として積み立てたいと考えておまして、残りの約3割に当たる6,019万6,000円を建設改良積立金として積み立てたいと考えております。

よろしいでしょうか。

○委員長（八尋一男君） もう少しちょっと……。理解に苦しむから、もう少し……。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） すみません。

○委員長（八尋一男君） あなたの頭の中に入っておられるのところに書いてあることが一致せんもんやから、みんなついていってない。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） すみません、申し訳ない。

そしたら、先ほどの損益計算書の9ページにお戻りいただいてもよろしいですか。

○委員長（八尋一男君） 送ってくれると助かるけど。戻るよ。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） すみません。

9ページの当年度純利益というところが、右側といいますか、下のほうにあります。こちらが2億65万5,652円です。そのすぐ下に658円という、去年からの繰越し利益剰余金という数字がございます。それを合計すると2億65万6,310円となります。すみません、その数字を覚えていただいて、申し訳ありません、12ページのほうにまたお戻りいただいてもよろしいでしょうか。

そのうちの7割に当たる1億4,045万9,000円、こちらを減債積立金として積み立てたいと考えております。先ほどの純利益と剰余金を足した数字の3割に当たる6,019万6,000円

を建設改良積立金として積み立てたいと考えております。

次に、資本的収支において赤字補填に使用いたしました……。 （「自己資本金への組入れのところでですか」と呼ぶ者あり）はい。そのところです。 （「言いましたか」と呼ぶ者あり）今から。 （「今から説明ね」と呼ぶ者あり）はい、申し訳ありません。

そちらの3億3,997万4,258円につきましては、赤字補填のところで、既に現金ではなくて事業資産に形を変えておりますので、自己資本金へ組み入れたいと考えております。

これらの結果、最終的に生じる端数の1,310円につきましては、繰越しの剰余金として翌年度へ繰り越したいと考えております。

以上が令和6年度の筑紫野市水道事業剰余金の処分案となります。

引き続き、決算の内容について、資料を変えさせていただいて、説明資料を使って説明を続けさせていただきたいと思います。

説明資料の9ページをお願いします。

こちらの資料は、先ほどの決算書に令和6年度水道事業報告書という資料がございます、その要約をしたものと合わせて、過去5年間の本市水道事業の概要を掲載しております。

表の上段、イ、営業の欄を御覧ください。こちらの右端が令和6年度の数値となります。

まず、令和6年度の総配水量は818万4,198立方メートルで、前年度より1万3,406立方メートル減っております。

本市の水道用水の水源ですが、全体の約6割が福岡地区水道企業団から、3割が山神水道企業団から、残りの約1割程度が本市の自己水源である常松浄水場と山口浄水場から供給されております。

次に、水道料金の対象となりました有収水量は773万6,524立方メートルとなっております、前年度より3万5,988立方メートル増えております。その結果、総配水量に占める有収水量の割合を示す有収率は94.5%となり、前年度に対し0.6ポイント上昇しているところです。

次に、給水人口は9万583人となりまして、前年度より61人減少し、行政人口に対する普及率は85.3%となっております。

この説明資料のページの下段のグラフを御覧ください。

こちらは水道の供給単価及び給水原価について、過去5年間の推移を表示しております。グラフの下にもございますが、供給単価とは、有収水量1立方メートル当たりについて、

どれだけ収益を得ているかを表すもので、給水原価とは、有収水量1立方メートル当たりについて、それを配水するためにどれだけ費用がかかっているかを表すものとなります。グラフでは、青い実線の供給単価は210円台で、また、緑の実線の給水原価は200円台で、それぞれ安定して推移していることが分かるかと思います。

参考といたしまして、福岡県内の供給単価と給水原価の平均値を破線で示しております。県平均の令和6年度の数値はまだ公表されておりませんが、比較しますと、本市は供給単価、給水原価のいずれも県内の平均値より高い水準になっております。

こちらの9ページの表のロ、建設改良費、ハ、経理の状況につきましては、決算書を用いて御説明いたしました内容と重複いたしますので、割愛させていただきます。

続きまして、この説明資料の10ページをお願いします。

水道事業の経営指標の推移について説明いたします。こちらの資料につきましては、過去5年間の推移を表とグラフで表示しております。

まず、経常収支比率ですが、この指標は給水収益等の収入で維持管理費や企業債償還の利息等の費用をどの程度賄えているかを示した指標です。100%以上であれば黒字で健全な経営ができていることを示しております。令和6年度の結果ですが、数値が111.40%となっておりまして、今回も引き続き100%を超えておりますので、健全な経営状態であると言えます。

次に、料金回収率ですが、こちらは給水収益で給水にかかる費用をどの程度賄えているかということを示す指標になっております。令和6年度は103.14%となっておりまして、基準値である100%を上回っていることから、給水収益で給水に要する費用を十分賄えていることが分かります。また、100%を大幅に上回っているわけでもないため、適切な料金水準に置かれていると言えます。

続きまして、下段のほうに参ります。

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標でありまして、資産の老朽化度合いを計り知るとともに、将来の資産の更新の必要性を推測することができます。令和6年度は50.14%と前年度から0.99ポイント上がっておりまして、下の青い棒グラフを見ても、資産の減価償却が徐々に進んでいることが分かるかと思います。

続きまして、管路経年化率です。この指標は、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を示す指標でありまして、本市の管路の老朽化度合いが確認できます。令和6年度は8.94%

と前年度に対して0.79ポイント上がっておりまして、管路の老朽化が進んでいることが分かります。

最後に管路更新率です。こちらは当該年度中に更新工事を終えました管路延長の割合を示す指標で、管路の更新ペースを把握することができます。令和6年度は0.34%となっており、前年度より0.08ポイント下がっております。管路の老朽化が進んでいることから、適切な更新に向けて、効率的かつ合理的な取組を推進していく必要があると思われます。

以上が経営指標に基づく水道事業の経営分析となります。

説明資料の11ページをお願いします。

こちらは、先ほど決算書を用いて令和6年度分について御説明いたしました収益的収支及び剰余金処分額の推移に関する資料になります。

この説明資料の11ページには、令和2年度からの5年間分の推移を計算しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

次の12ページをお願いします。

上段に企業債についての資料を掲載しております。こちらは企業債の未償還残高と、年度ごとの償還額の推移をグラフで表示したものととなります。今後の見通しといたしましては、管路の更新費用が増加見込みであるため、企業債の借入れが継続して必要となり、企業債残高が増える一方で、年度ごとの企業債償還額につきましては、金利が高かった時期の償還が完了してくることもあり、一定の落ち着きを見せる見込みとなっております。

同じく12ページの下段を御覧ください。

令和6年6月に購入した投資有価証券、地方公共団体金融機構債権についての資料となります。債券購入に関しましては、資金の元本確保を確実なものとした上で、可能な限り有利な運用を行い、その運用益を事業費に充てていくことを目的に実施しております。令和6年度の購入金額は2億円、今回、新規発行で5年満期のものとなりまして、償還日は令和11年6月28日となっております。また、利率は0.638%であり、年間で127万6,000円、満期までの5年間で638万円の収入を見込んでおります。

この資料の(2)に掲載しておりますが、令和6年度に受け取った利払いの合計は、日割り計算がありまして、98万8,206円でした。こちらの債権につきましては、原則満期まで保有することとしております。

続きまして、説明資料の13ページをお願いします。

こちらには水道料金の収納率と、その向上に向けた取組を掲載しております。令和6年

度の当年度、過年度を合わせた全体の収納率は99.35%であり、下のグラフを御覧いただいても分かるとおり、高い水準で推移しているところです。

次に、14ページをお願いします。

こちらには水道料金の不納欠損に関する資料を掲載しております。令和6年度は合計366件、146万3,570円を不納欠損処理しております。

続きまして、15ページをお願いします。

これまでの説明の中でも少し触れましたが、本市の水道の水源別の配水量を掲載しております。下のグラフを御覧いただきますと、黄色と赤で示した本市の自己水源の割合が低く、山神水道企業団と福岡地区水道企業団から供給を受けている水量が多いことが分かるかと思います。

それでは、これより令和6年度に実施いたしました水道事業の工事や業務委託の内容につきまして、上下水道工務課長から説明させていただきますので、引き続き、御清聴賜りますようお願い申し上げます。

○上下水道工務課長（山田 学君） それでは説明させていただきます。

端末のほう、決算書の26ページ、27ページをお開きください。

それでは、建設工事及び改良工事等の概況で、26ページから27ページにかけての表、イ、工事請負費等については、1,000万円以上の老朽管更新工事に伴う管布設替工事、計8件を記載しております。

27ページ真ん中の表、ロ、委託料等については、500万円以上の管の整備を行うに当たり、その前段の測量設計委託及び九州旅客鉄道株式会社に工事の業務委託を行いました業務委託、合わせて計2件を記載しております。

27ページの下の方、ハ、継続費については、設備更新、施工監理として全て記載しております。3件ございます。

それと、この表だけでは場所が分かりにくいと思いますので、別途お配りしている説明資料の図面という資料がお手元にあるかと思います。そちらの図面と決算書のほうを一緒に見ながらのほうの方が分かりやすいかなと思いますので、図面のほうは紙の資料を用意させていただきました。よろしく願いいたします。では……。

○委員長（八尋一男君） ちょっと待って。いいですか。

では、進めてください。

○上下水道工務課長（山田 学君） では、御説明させていただきます。

図面資料の3ページをお開きください。

まず、イの工事請負費等についてです。決算書の1番と2番と3番につきましては関連工事でありますので、まとめて御説明させていただきます。

内容につきましては、老朽管更新工事として、筑紫駅前通地区水道管布設替工事（3工区、4工区、5工区）です。図面の右下のほうに拡大図を表示しております。西鉄線路に並行して市道が通っておりますが、筑紫駅東口付近から津古方面に向かって青色で示した道路に埋設した工事となります。3工区、4工区、5工区の総延長は488.8メートル、契約金額の総額は7,561万9,500円です。

次に、決算書の4番と5番につきましては、これも関連工事ですので、まとめて御説明させていただきます。

内容につきましては、老朽管更新工事として、杉塚地区水道管布設替工事（1工区、2工区）です。図面の左真ん中に拡大図を表示しております。杉塚の天拝坂団地に上がっていく交差点付近、県道31号線沿いに、最近開業したT R I A L s m a r t というスーパーがございます。以前、野上会館があったところになりますけども、その裏通りの市道、青色で示した道路に埋設した工事となります。1工区と2工区の総延長は437.8メートル、契約金額の総額は8,030万1,100円です。

次に、決算書の6番と7番と8番につきましては、これも関連工事ですので、まとめて御説明させていただきます。

内容につきましては、老朽管更新工事として、紫地区水道管布設替工事（1工区、2工区、3工区）です。図面の下、左のほうに拡大図を表示しております。二日市東小学校の東側に西鉄電車が通っておりますが、その東側の線路に並行した市道及び団地内の市道、青色で示した道路に埋設した工事となります。1工区と2工区と3工区の総延長は574.9メートル、契約金額の総額は1億1,494万8,900円です。

続きまして、決算書の27ページの真ん中、ロ、委託料等について御説明させていただきます。図面資料は4ページをお開きください。

では、御説明させていただきます。

まず、決算書の1番につきましては、吉木地区水道管設計業務委託です。図面の右のほうに拡大図を表示しております。

内容につきましては、吉木地区の水道管新設工事に係る設計業務委託で、葉光ヶ丘団地への水道供給のため、その工事を行うための前段の測量設計業務委託となります。測量設

計の総延長は1,052.1メートル、契約金額は723万9,100円です。

次に、決算書の2番につきましては、鹿児島本線二日市・天拝山間94キロメートル319メートル付近山口踏切における水道管布設替工事業務委託です。図面の左のほうに拡大図を表示しております。

内容につきましては、JR二日市駅から南側に最初の踏切、山口踏切というのがございます。新日本レイキ付近の踏切となりますが、その踏切の下に市の水道管があります。踏切や線路の下についてはJRの軌道敷であることから、市のほうでは布設替えの工事を行うことができませんので、この工事を九州旅客鉄道株式会社に委託をしまして老朽管の布設替えを行ってもらったものとなります。工事延長は45.6メートル、契約金額は8,167万5,258円です。

続きまして、決算書の27ページの下、継続費について御説明させていただきます。図面資料は5ページをお開きください。

では、御説明させていただきます。

まず1番、常松浄水場中央監視設備更新工事です。この工事については、内容としましては、現在の配水施設の監視方法は、常松浄水場に関連する配水施設は常松浄水場からしか監視できない状況です。山口浄水場に関連する配水施設は山口浄水場からしか監視できない状況であることから、常松浄水場から一元監視できるようにするための常松浄水場内の工事となります。令和6年度から3年間、令和8年度までの期間において工事を行っているもので、契約金額2億900万円に対し、令和6年度は前払い金として8,360万円を支出しているところです。

次に2番、配水施設遠隔監視設備更新工事です。この工事も同様に、令和6年度から3年間、令和8年度までの期間において工事を行っているもので、内容としましては、現在は、各配水施設の監視についてはテレメーター回線により監視をしておりますが、今回モバイル回線によるクラウド方式を採用し、各配水施設にその設備システムを構築するための工事です。契約金額1億3,288万円に対して、前払い金としては、令和6年度は5,315万円の支出を行いました。

次に3番、常松浄水場中央監視設備他更新工事施工監理業務委託について御説明させていただきます。これについては、先ほどの1番と2番の工事は特殊な専門的な工事となりますので、その二つの工事を円滑に進めていくために、監理業務を専門の委託業者と契約を行った分となります。この分については前払い金はないため、令和6年度の支出はござ

いません。

以上が令和6年度に実施した水道管の布設替えにおける工事請負費等測量設計や、J Rへの工事委託を行いました委託料等、設備更新や施工監理分の継続費についての説明となります。

続きまして、別途お配りしている説明資料の老朽管更新の進捗状況についての資料を御準備ください。端末のほうにも載せておりますが、図面は紙のほうが見やすいかと思いますので、こちらのほうを御準備させていただきました。こちらで説明させていただきます。

2ページをお開きください。すみません、右下にページが打ってあります。（「分かつ」とうけど、1番目のは全部終わったんですか。この最初のやつは。図面」と呼ぶ者あり）はい。終わりました。（「下水が入ってる」と呼ぶ者あり）申し訳ありません、先ほどの図面のまとめた分は下水道のほうも図面の中に入っておりますので、それはまた下水のほうで説明させていただきます。申し訳ありません。

まず、上水道の老朽管更新の令和6年度の進捗状況についてです。

上水道の老朽管更新につきましては、平成17年度策定の第1期老朽管更新基本計画及び平成28年度策定の第2期老朽管更新基本計画により現在進めているところです。

①老朽管更新対象延長としましては、第1期、第2期合わせて約110キロが対象となります。

②令和5年度末までに更新した延長としましては、約37キロメートルです。

③令和6年度に老朽管の更新工事を行った延長は約1.5キロメートルを行っておりまして、3ページのほうにその箇所を添付しております。先ほど御説明させてもらった水道の老朽管更新工事の分と、J Rの九州旅客鉄道株式会社に工事の委託をしました分が記載されているところです。

それによりまして、④令和6年度末時点の老朽管更新率としましては、記載の計算により35.3%の進捗率となりました。

次に、4ページをお開きください。

上水道の老朽管更新の令和7年度の進捗状況について併せて御説明させていただきます。

①老朽管更新対象延長は、先ほどと同様、約110キロです。

②令和6年度末現在の更新済み延長は約39キロメートルです。

③今年度——令和7年度、現在工事を順次進めておりますが、その延長としましては、約2.1キロメートルです。工事箇所につきましては、5ページの上水道老朽管更新箇所図

(令和7年度予定)に記載しております。

④以上のことから令和7年度末時点の老朽管更新率ということで、先ほどの5ページの箇所が全て予定どおり完了すると、記載のとりの計算により37.2%となる予定です。

以上が上水道の老朽管更新の進捗状況についての説明となります。

以上、令和6年度筑紫野市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、よろしく御審査の上、御可決及び認定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

説明が非常に長くて、運転免許証の認知症テストのようなもので、前に振り返って質問するのが皆さん忘れとるんじゃないかと思うぐらいですが。質疑のある方はありませんか。

（「全部ですか」と呼ぶ者あり）全部です。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 御説明ありがとうございました。

私からは、一番基本的なところの質問を1点お尋ねいたします。

決算書の37ページ、一番基本的な部分でございます。

2項営業外費用のその他営業外費用で、かんがい用水管理費90万円、山口川水利組合他というふうに書いてございますけども、これの趣旨と、山口川水利組合他の内訳を教えてください。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） 決算書の37ページの営業外費用のかんがい用水管理費に関しましては、まず山口川水利組合他と書いておりますが、もう1か所は下見地区のほうにお支払いをしております。

金額については、山口川管理組合に50万円、下見地区に関して40万円の支払いを行っております。こちらは、地元との上下水道の協定書と申しますか、その土地の水を私たちが上水道として使わせていただくという点がありまして、かんがい用水の管理費として50万円、40万円をお願いしますということでお支払いをしているものとなります。

以上です。

○委員（檜木孝一君） よかです。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） ページ39の設計委託料8,800万円かな。

○委員長（八尋一男君） 39ページですか。

○委員（田中 允君） だったと思う。設計委託料。

○上下水道工務課長（山田 学君） 内訳ですか。

○委員長（八尋一男君） 設計委託料8,817万2,000円ね。

○委員（田中 允君） 8,800万しているから、設計の委託料にしては高いなと思って。
どんな工事があるのかなと思って。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 図面の資料を見ていただいてよろしいでしょうか。
4ページになります。（「さっき説明した37.2%じゃなくてですか」と呼ぶ者あり）じゃなくて、もう一つの図面のほうです。令和6年度水道事業建設改良費箇所図、委託料、測量設計・工事委託というのが4ページにございます。

これの、まず左のほうに山口踏切部水道管布設替工事業務委託というのがございます。
こちらがＪＲの線路の下の工事を行うために、私どもで工事をするわけにはいきませんので、ＪＲ——九州旅客鉄道株式会社のほうに工事を委託しまして管を入れ替えたという、まず、一つが工事委託になります。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 39ページのは設計委託じゃなかったのかな。工事委託の8,800万円ですか。

○上下水道工務課長（山田 学君） 工事をＪＲのほうに委託しているということで、この分については委託料でお支払いという形でさせてもらっています。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） じゃあ設計から工事までということたい。

○上下水道工務課長（山田 学君） 設計は別に、前年度以前にやっております。

それとあと図面の右側、吉木地区水道管設計業務委託、これが1,052メートルほど測量設計を行っておりまして、約720万円いただいております。

○委員長（八尋一男君） 課長、関連ですけど、このＪＲの委託料はもう、はっきり言ったら、言いなりですか。

課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） そうですね。一応確認はさせてもらっております。

内容的にですね。そういうところでございます。

○委員長（八尋一男君） どうしようもないね。

ほかにございませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 参考資料で頂いている9ページの水道事業の概要の表の中の総配水量が減っていますよね、昨年度より。にもかかわらず有収水量が増えているというのは、漏水対策とかが行き届いているというふうな理解でいいのでしょうか。一つ目。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） 説明資料9ページの右側の総配水量、有収水量のところの数字に関しましては、有収水量に関しては、おっしゃるとおり、漏水対策とか老朽管の更新とかで配水される水を無駄なく使えていることの表れの一つかと考えております。

総配水量が昨年より減っているという点につきましては、こちらの資料を経年的に見ていただきますと、令和2年、3年はコロナ禍なんでイレギュラーなところがございますが、傾向としては年々下がっていった状況にあります。有収水量が増えているので、今のところ水道料金に関しては伸びているという認識はあるところです。

○委員長（八尋一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 加入金の明細を教えてください。予算のときに、大体これぐらいの数字じゃないかという言葉は何ったんですが、実際のところ管径——太さで何戸、何戸、何戸というのがね。

というのは、筑紫野市は人口が減っていったけれども加入金が増えていったという、その辺が。核世帯というか、が増えていったのかなと。ただ、これからも住宅が増えていくのかというところで、加入金の実態がどうなのかをお尋ねいたします。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○給排水担当係長（前川恒夫君） 今、委員がおっしゃった件ですが、まず給水申込みの件数自体は、年々減少傾向にあります。しかしながら、加入金につきましては、昨年度と比べ増額になっていると。

この主な理由としましては、一戸建ての住宅は一軒に対して1件の加入金なんです、例えば1軒集合住宅が建った場合に、例えば8戸分といいますか8部屋分の加入金が入ってきたり、分譲マンションであれば20、30、40の加入金が入ってきました。1件に対して40軒分といいますか、40部屋分加入金があるということで、申込み自体の件数は減っ

ていても、1件申込みがあれば何十軒分もの加入金が入ってきますので、額として見ると増額となっているということでございます。

○委員長（八尋一男君） いいですかね。

○委員（辻本美恵子君） はい。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 議決せないかん分ですけども、決算書の議会議決分ですけども、自己資本への繰入金が約3億3,900万円ですね。これが今の自己資本が幾らか。それと3億3,900万円、それを足した場合幾らになるのか。その主な根拠を。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） 決算書の12ページをお開きいただけますでしょうか。

こちらに案ということで載せておりますが、今、御質問いただいたのが、今年度の当年度末残高というところで、左上に56億1,350万1,825円という数字がございます。今回の処分させていただく金額として、自己資本金への組入れ3億3,997万4,258円という数字を、もうこちらを組入れさせていただいた後、左下の処分後の残高59億5,347万6,083円という資本金があるという状態になります。

資本金という言い方をしておりますが、これはこのお金があるというわけではなくて、この金額の価値の水道管であるとか浄水場の施設であるとか、そういった価値があるものを水道事業で持っているという意味合いとして捉えていただければと思います。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） ということは、固定資産の分やらも、その資産の中に入っという意味ですかね。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） おっしゃるとおりでございます。

○委員（田中 允君） 分かりました。

○委員長（八尋一男君） 副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） この説明資料の上下水道の老朽管の件、度々委員会に出てきて、その2ページ、令和6年の実績と4ページに令和7年度の予定ということで、今年度の予算も上がっていて、今、決算の話なんですけど、0.4%程度でずっと進んでいくと100年以上かかるのかなと思うんですが、耐用年数が40年でしたかね、50年ですかね。

（「40です」と呼ぶ者あり）40年ですか。最大もつのが60年ぐらいですかね。

老朽管の更新の基本計画にのっとってされていると思うんですけど、現状の三、四倍ぐらいのペースでやらないと本当は間に合わないというか、何というか、どうなのかなと思います。確認でお尋ねしたいと思います。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） そうですね。今現在、第1期、第2期老朽管更新計画を基に110キロ分のをやっていますが、今、重点的にやっているのが、径が200以上の分、それと重要路線といいますか、病院とか、例えば市役所とか消防署とか、そういったところに行くような。あと何ですかね……。そういったところに行くようなところを重点的にやっています。大体これが令和11年ぐらいには何とか片づきそうかなと。

その後、今度は管の150の径の分になってくると思うんですけども、そうなってくると、何ていいますかね……。いろいろ私も考えまして、今ダクタイル鋳鉄管といってGX管と言いますが、耐震の分の結構金額が高いような製品を使っているんですが、それでやっていくと、とてもじゃないけど現実問題として金額なかなかかかってきますので、耐震も可能である安価な製品とかも最近出てきております。そういったものを使って工事していくこと。

また、150の管に関しましては、例えばそれが壊れたとしても、200とか重要路線の場所よりも影響が比較的少なくなってくるので、40年という耐用年数ありますけども、1.5倍の60年で考えて工事をやっていきますというところで今考えておりますので、そういった理解で今後考えていただけたらなと思っているところでございます。

○副委員長（段下季一郎君） 分かりました。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） それとほら、管理の仕方でモバイル方式とか何かに切り替えましたと言った。そこ辺りの具体的に説明をお願いします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 今までの監視というのは、テレメーター回線といって、要は電柱があって電線で通信をする回線だったんです。それで落雷による停電や倒木により電線が切れたときに監視ができなくなってしまう状況であったものが、今度クラウド方式を採用することによって、仮に落雷によって常松が停電したとしても、パソコンとかタブレット、スマホでも、どこからでも監視できる状況となることから、災害にも強い構築ができるということで、今回させてもらっているところでございます。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） そのクラウド方式というのがぴんとこんとやけど、もう少し分かりやすく。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） どこかにそういった中継基地みたいなものがあるんですね、データを保存するような。そういった回線を使うというのがクラウド方式ということらしいです。

○委員（田中 允君） はい。

○委員長（八尋一男君） いいですね。

赤司委員。

○委員（赤司泰一君） 今、副委員長が言った実施計画の中で、老朽する中で、何と言ったらいいかな、ペースが遅いんじゃないかなと思うんです、やっぱり。そもそも目的があるはずなんで、11年に大きな管をやっていって、そしてやっていくということになれば、もう少し短期的な、集中的な量をやっぱりやっていかんと本来持つ目的が達成できないんじゃないかなというふうに僕は思うんですけど、その点について、何か課長どう思われますかね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 正直申しまして、うちだけではなくて、全国どこの水道事業しているところも同じ状況で苦慮しているのかなというところがございます。現実的には、工事費用の問題だけでなく、しゃくし定規に進めるとなってくると、仮にお金がたくさんあったとしても、今度は工事業者とか私たち職員の体力、いっぱいそこをすることによって、例えば一つの業者が多くの工事をすることによって、言い方は悪いけど質が落ちるとか、そういったことも……。

今回やっているのが、老朽管とか耐震とかそういったことをメインにやっていますので、そういったところも考えていけないといけないなというところが正直ございまして、そういったところを考えると理想だけでは進めていけないというふうに私は考えているところございます。

実際、今、測量設計とか工事、これは新設も老朽管更新も合わせて、年3億円前後予算をいただきまして進めているところでございます。このペースでいけば、当然というか、料金の値上げをする必要は今のところないかと考えております。これからも工事費の影響

で水道料金の値上げに結びつかないような感じで、頭ひねりながらではございますけども、やっていこうと思っておりますので、御理解いただければと。今後の工事の進め方もですね。お願いしたいと考えているところでございます。

○委員長（八尋一男君） 関連ですか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 今、下水道管やらの検査は内視鏡でカメラとかでやりようたいな、検査。水道管の検査というのは、どのような方法でやっているんですか。ただ耐用年数だけで管理しているだけですか。

○上下水道工務課長（山田 学君） 検査ですか。

○委員（田中 允君） 検査。老朽しとるかという部分。だから、耐用年数だけでしているのか、別にもっと検査の方法があるのかということのお尋ねです。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 今、耐用年数を考えてやっているんですけども。基本的にはそうです。

○委員長（八尋一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 確認ですけど、9月議会のときに上水道の老朽管更新の進捗状況について御報告いただいたんですけども、そのときには令和6年度の工事の延長予定が約1.7キロだったんですね。今日の報告では、もう終わった工事としては1.5キロで、マイナス200メートル近く、0.2キロの差があって遅れていっていると。

今、お話伺うと、この工事を全体進めていくのは非常に困難な状況があるんだと思うんですけども、1年間の予定の1.7キロの中で0.2キロのずれが出てくるところが、これが予測されるようなずれなのか、こういうこともあって年間に少しずつしか進めていけないということであれば、もうちょっと考えないといけない部分があるのかなと。

今日も報告いただいて、予定どおりにはいかなかったんだなと。その予定どおりにはいかなかった理由が何に起因するかをきちんと突き止めないと、たとえ予算をつけても進まないこともあるんだというお話だったけれども、7年度、じゃあ順調にまたこの予算つけて進んでいくのかなということが、二つの資料を見て思ったんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 去年、予定では1.7キロやったけど1.5キロしか行っ

てないじゃないかと。何か問題があって、これ落としているわけではないと思うんですね。今、去年の資料が……。

すみません、休憩をお願いします。

○委員長（八尋一男君） 休憩に入ります。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時48分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○上下水道工務課長（山田 学君） 特に何か問題があって減らしたわけではないかと思っております。今、常松浄水場の工事、こっちのほうをやっていますけども、こっちのほうが終わっていけば、当然、老朽管更新のほうに予算を投入できるという考えで今後進めていきたいと思っておりますので、ペースアップはできると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） もうほかに質疑はありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

認定第11号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） これより採決を行います。

認定第11号、令和6年度筑紫野市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定の件について、原案どおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決及び認定すべきものと決しました。

しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時00分

○委員長（八尋一男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第12号、令和6年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定の件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いします。

係長。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） それでは、令和6年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての説明を始めさせていただきます。

まず資料の確認ですが、お手元のタブレット上のサイドブックに格納しております令和6年度筑紫野市下水道事業会計決算書、水道事業の御説明でも使いました建設環境常任委員会説明資料を使用いたします。

決算の説明に入ります前に、本市の下水道事業の概況について説明いたします。

本市における下水道事業は、市民の生活環境の改善、公共用水域の水質保全や浸水被害の防除を図るため、効率的な下水道施設の整備と水洗化の普及促進に努めています。

本市では、御笠川那珂川流域、宝満川流域、宝満川上流流域の三つの処理区に分けて事業を実施しておりまして、令和6年度の営業におきましては、業務効率化等により経費の節減を図り、利益の確保に努め、建設改良におきましては、管渠等の整備を計画的に推進してきたところであります。

それでは最初に、令和6年度の下水道事業の収入、支出から説明を始めさせていただきます。

下水道事業会計決算書の4ページ、5ページをお願いします。

こちらは見開きになっておりますが、税込み表示の下水道事業決算報告書になります。

収益的収支につきまして、上段の収入から説明いたします。

まず、第1款下水道事業収益は、予算額23億7,631万3,000円に対しまして、決算額は23億7,814万5,828円となっております。決算額の内訳は、第1項営業収益が17億9,335万4,470円、第2項営業外収益が5億1,910万5,465円、第3項特別利益は6,568万5,893円となっております。

続きまして、下段の支出について説明いたします。

第1款下水道事業費用は、予算額21億1,669万7,000円に対しまして、決算額は20億7,966万9,360円、不用額は3,702万7,640円となっております。決算額の内訳は、第1項営

業費用が19億442万5,475円、不用額は2,522万3,525円。第2項営業外費用が1億4,884万2,515円、不用額は1,080万2,485円。第3項特別損失が2,640万1,370円、不用額は1,630円。第4項予備費は該当がなく、不用額は100万円となっております。

続きまして、次のページ、決算書の6ページ、7ページをお願いします。資本的収支について説明をさせていただきます。上段の収入のほうから説明いたします。

まず、第1款資本的収入は、予算額5億1,755万3,000円に対しまして、決算額5億1,748万5,907円となっております。決算額の内訳は、第1項の企業債が1億9,150万円、第2項の補助金が5,300万円、第3項負担金が2億7,298万5,907円、第4項固定資産売却代金は該当がありませんでした。

続いて、下段の支出について説明いたします。

第1款資本的支出は、予算額9億3,724万4,000円に対しまして、決算額9億2,505万7,375円、不用額が1,218万6,625円となっております。決算額の内訳は、第1項の建設改良費が3億3,212万8,275円、不用額が1,218万5,725円。第2項の企業債償還金が5億9,292万9,100円、不用額が900円となっております。

結果的に資本的収支につきましては、支出が収入を上回っておりまして、この6ページ、7ページの表の下枠外に記載しておりますが、その不足する額4億757万1,468円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,493万8,614円、過年度分損益勘定留保資金1億2,504万5,854円、減債積立金2億6,758万7,000円により補填しております。

続きまして、収益的収支、資本的収支の明細について説明させていただきたいと思えます。少し飛びまして、ページが決算書の32ページをお願いします。こちらの資料は消費税抜きの金額で作成しております。

まず、収益的収入の項目から内訳を説明いたします。備考欄に丸、三角、バツと記載しておりますが、これはそれぞれ課税、不課税、非課税を表したものです。

それでは、1款1項営業収益16億4,113万7,938円の主な内訳ですが、1目下水道使用料が15億2,216万5,338円、こちらは下水道使用料の収入となっております。2目他会計負担金が1億1,804万9,000円、こちらは総務省から通知された基準に基づく一般会計からの繰入金となっております。3目受託事業収益は該当がございませんでした。4目その他営業収益が92万3,600円、こちらは督促手数料等の収入となっております。

次に、1款2項の営業外収益5億1,910万5,465円の主な内訳は、1目受取利息及び配当

金は該当がございました。2目長期前受金戻入5億1,906万8,317円。こちらの長期前受金戻入につきましては、下水道管渠などの事業資産取得時に補助金等の特定の財源があったものに関しまして、その財源分を取得した資産の耐用年数で案分して、帳簿上の収入として計上するという会計上の規定がございまして、こちらに計上しております。

続きまして、次の33ページになりますが、3目雑収益が3万7,148円。こちらは行政財産使用料としての土地賃借料収入が主なものとなっております。4目その他営業外収益は該当がございませんでした。

続きまして、1款3項特別利益5,971万4,854円の主な内訳は、こちらは2目過年度損益修正益が全額となっております、流域下水道の維持管理負担金の還付金が主な内容となっております。こちらの過年度損益修正益につきましては、後ほど説明させていただきます。

次の34ページをお願いします。収益的支出の明細について説明いたします。

1款1項営業費用18億1,820万1,250円の内訳ですが、まず1目管渠費が3,002万3,834円。こちらはポンプ場の維持管理費や電気代等の動力費が主なものとなっております。2目受託事業費は該当がございませんでした。3目流域下水道維持管理負担金が8億152万7,033円。こちらは三つの流域下水道に排出した汚水量に応じた県への負担金の支出となっております。4目業務費が2,211万6,364円。こちらは水道事業会計で下水道使用料をまとめて徴収事務を行っておりまして、その徴収にかかった費用として水道事業会計へ支払っております徴収委託料が主なものとなっております。5目総係費が8,373万3,789円。こちらは職員9名分の人件費や庁舎の使用料といったものが主な内容となっております。

次の35ページになりますが、ページの真ん中からやや下のところになります。

6目減価償却費が8億7,485万5,306円、7目資産減耗費が594万4,924円となっております。

続きまして、1款2項営業外費用9,602万651円の内訳ですが、1目支払利息が9,408万8,500円。こちらは企業債償還の利息となっております。2目雑支出が193万2,151円。こちらは過年度分下水道使用料の還付金が主なものとなっております。

次の36ページをお願いします。

1款3項特別損失2,400万1,247円の内訳ですが、こちらは2目過年度損益修正損が全額となっております、流域下水道維持管理負担金の赤字負担金が主な内容となっております。こちらの過年度損益修正損については、後ほど説明させていただきます。

続きまして、資本的収支の明細について説明させていただきます。決算書の37ページをお願いします。まず、資本的収入のほうから説明を進めます。

1 款 1 項企業債 1 億9,150万円。こちらは財政融資資金から借り入れた公共下水道事業債と流域下水道事業債になっております。

2 項補助金5,300万円。こちらは下水道整備に係る国庫補助金となっております。

3 項負担金 2 億7,298万5,907円。こちらの主な内訳ですが、1 目受益者負担金が627万8,907円。2 目工事負担金は該当がございませんでした。3 目他会計負担金が 2 億6,670万7,000円。こちらは総務省から通知された基準に基づく一般会計からの繰入金となっております。4 目その他負担金は該当がございませんでした。

続きまして、4 項固定資産売却代金は該当がございませんでした。

次の38ページ、39ページをお願いします。資本的支出の明細について説明いたします。

1 款 1 項建設改良費 3 億498万6,673円。こちらの内訳ですが、1 目公共下水道整備費 2 億268万8,017円。こちらは4 名分の人件費や下水道管渠の工事に係る委託料、工事請負費が主な内容となっております。

39ページになります。

2 目流域下水道建設負担金 1 億201万1,830円。こちらは福岡県が行った流域下水道に関連する工事に対する負担金の支出となっております。3 目受益者負担金経費が 1 万826円、4 目資産購入費が27万6,000円となっております。

続きまして、2 項企業債償還金 5 億9,292万9,100円の内訳は、全て企業債の元金の償還となっております。

以上が収益的収支及び資本的収支の明細の説明となりますが、建設改良費につきましては、後ほど上下水道工務課長が説明いたします。

これまでの説明に関連しまして、決算書の40ページをお願いします。

すみません、また縦と横がずれる資料になりますが、こちらは固定資産明細書という資料になります。上段の（1）有形固定資産明細書の表、中央から少し右のところに減価償却累計額という項目があります。その当年度増加額の合計額 7 億3,606万4,344円が、先ほどの収益的支出の 6 目有形固定資産減価償却費と一致していることが分かります。減価償却額の内訳や固定資産の明細につきましては、後ほど御参照をお願いいたします。

次の41ページをお願いします。

こちら41ページ以降に企業債明細書という資料を掲載しておりまして、令和 6 年度に償

還を行った企業債の種類や当年度の償還額、まだ残っている残高等につきまして掲載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

続きまして、令和6年度の下水道事業の損益、剰余金の処分案について説明させていただきます。

決算書、少し戻りまして、8ページ、9ページをお願いします。

こちらの資料は、下水道事業の損益計算書になります。令和6年度1年間の事業の収益、費用をまとめた財務諸表の一つです。事業でどの程度の利益が発生しているかを示す経営の成績表でもあります。この損益計算書につきましては、税抜きで作成しております。

まず、1、営業収益、下線部のところですが、16億4,113万7,938円。2の営業費用は18億1,820万1,250円で、営業損失は1億7,706万3,312円となっております。次に、3の営業外収益は5億1,910万5,465円。9ページになりますが、4の営業外費用は9,602万651円で、営業外の収益と費用の合算で4億2,308万4,814円の黒字となっております。先ほどの営業損失と合計した経常利益は2億4,602万1,502円となっております。次に、5の特別利益は5,971万4,854円。6の特別損失は2,400万1,247円となっております。これらの結果を通算いたしますと、2億8,173万5,109円の当年度純利益が発生していることとなります。

この当年度純利益に前年度から繰り越しました繰越利益剰余金の1,345円、資本的収支の赤字補填に使用しました減債積立金分の2億6,758万7,000円がその他未処分利益剰余金変動額として加算されまして、最終的に未処分利益剰余金は5億4,932万3,454円となっております。

こちらのページの当年度純利益と前年度繰越利益剰余金の金額を念頭に置きまして、次の12ページをお願いいたします。

こちらは剰余金の処分計算書の案を掲載しております。未処分利益剰余金の5億4,932万3,454円の内訳で、先ほどの当年度の純利益2億8,173万5,109円につきましては、そのほぼ全額の2億8,173万5,000円を減債積立金として積み立てたいと考えております。

次に、資本的収支におきまして赤字補填に使用いたしました2億6,758万7,000円につきましては、既に現金ではなくて事業資産に形を変えておりますので、自己資本金へ組み入りたいと考えております。

これらの結果、最終的に生じる端数の1,454円につきましては、繰越利益の剰余金として翌年度へ繰り越したいと考えております。

以上が令和6年度の筑紫野市下水道事業剰余金の処分案となります。

続きまして、これまで使ってきました決算書ではなくて、説明資料を使わせていただきたいと思います。説明資料の20ページをお願いいたします。

こちらの資料は、先ほどの決算書に令和6年度下水道事業報告書というページがありまして、その要約と併せまして過去5年間の下水道事業の概要を掲載しております。表の上段、イ、営業の欄のところですが、こちらの右端が令和6年度分となります。

まず、令和6年度の有収水量は886万740立方メートルで、前年度より4万4,118立方メートル増加しております。次に、区域内人口は10万1,830人となりまして、前年度より369人増加。水洗化人口は10万520人となりまして、前年度より429人増加。水洗化戸数は4万5,991戸となりまして、前年度より717戸増加。処理区域内人口に占める水洗化人口の割合である水洗化率は98.7%となっております。

この説明資料のページの下段のグラフを御覧ください。こちらは下水道の使用料単価及び汚水処理原価について、過去5年間の推移を表示しております。

グラフの下にもありますが、使用料単価とは、有収水量1立方メートル当たりについてどれだけ収益を得ているかを表すもので、汚水処理原価とは、有収水量1立方メートル当たりについて、その汚水を処理するためにどれだけ費用がかかっているかを表すものとなります。

グラフでは、青い実線の使用料単価は170円台で、また青い破線の汚水処理原価は150円台後半でそれぞれ安定して推移していることが分かります。

参考として、類似団体の平均を赤い実線及び破線で示しております。類似団体平均の令和6年度の数値はまだ公表されておりませんが、比較しますと本市は、使用料単価、汚水処理原価のいずれも類似団体の平均値より高い水準となっております。

こちらの20ページの表のロ、建設改良費、ハ、経理の状況につきましては、決算書を用いて御説明いたしました内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

続きまして、説明資料の21ページをお願いします。

下水道事業の経営指標の推移について説明いたします。こちらの資料につきましては、過去5年間の推移を表とグラフで表示しております。

まず、経常収支比率ですが、この指標は下水道使用料や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や企業債償還の利息等の費用をどの程度賄えているかを示した指標です。100%以上であれば黒字で、健全な経営ができていることを示しております。令和6年度の結果ですが、数値が112.85%となっております、今回も引き続き100%を超えており

ますので、健全な経営状態であると言えます。

次に、経費回収率ですが、こちらは下水道使用料収益で汚水処理に係る費用をどの程度賄えているかを示す指標になっております。令和6年度は108.96%となっておりまして、基準値である100%を上回っていることから、下水道使用料収益で汚水処理に要する費用を十分賄えていることが分かります。また、100%を大幅に上回っているわけでもないため、適切な使用料水準に置かれていると言えます。

続きまして、下段のほうに参ります。

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標になっておりまして、資産の老朽化度合いを計り知るとともに、将来の資産の更新の必要性を推測することができます。令和6年度は48.19%と、前年度から1.6ポイント上がっておりまして、下の青い棒グラフを見ても資産の減価償却が進んでいることが分かります。

続きまして、管渠老朽化率です。この指標は、法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を示す指標であり、本市の管渠の老朽化度合いが確認できます。令和6年度は0.14%と、前年度に対して0.05ポイント上がっておりますが、本市においては法定耐用年数を経過した管渠の割合が僅かであることが分かります。今後も、減価償却の進行に伴って管渠の老朽化が見込まれることから、適切な更新に向けて効率的かつ合理的な取組を推進していく必要があると思われます。

以上が経営指標に基づく下水道事業の経営分析となります。

続きまして、説明資料の22ページをお願いします。

こちらは、先ほど決算書を用いて令和6年度分について御説明いたしました収益的収支及び剰余金処分案の内容になります。こちらには令和2年度から5年間の推移を掲載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

次の23ページをお願いします。

こちらは、企業債の未償還残高と年度ごとの償還額の推移をグラフで表示したのとなります。近年、企業債残高は減少傾向を続けていますが、今後の見通しといたしましては、企業債を財源とする管渠の更新費用が増加見込みであるため、残高についてはしばらく横ばい、年度ごとの企業債の償還額については、金利が高かった時期の償還が完了してくることもあり、しばらく減少傾向を続ける見込みとなっております。

続きまして、24ページをお願いします。

こちらは、特別利益と特別損失の主な内容となる過年度損益修正益と過年度損益修正損

に関する資料となります。先ほどの決算書の収益的収入、支出のところで後ほど御説明しますとお伝えしていた内容になります。

過年度損益修正益、過年度損益修正損という言葉の説明ですが、令和5年度以前の出来事・事象によって令和6年度に収入または支払いが発生したものについて、それぞれ過年度損益修正益、過年度損益修正損として計上しております。大まかな内訳といたしましては、流域下水道の維持管理負担金や建設負担金に関するものと、過年度の下水道使用料の調定に関するものとなっております。

本市では、御笠川那珂川流域、宝満川上流流域、宝満川流域の三つの流域下水道で処理を行っておりますが、宝満川上流流域分に関しては、現状、宝満川流域の浄化センターにおいて統合して処理を行っているところです。

こちらの資料では、それぞれの流域ごとに色分けをしております。薄い黄色が御笠川那珂川流域に関するもの、緑色が宝満川上流流域に関するもの、桃色が宝満川流域に関するもので、三角形のマイナス表記のものが支出、それ以外は収入を表しております。表の下の色がついてないところですが、下水道使用料の調定関係としている部分が、下水道使用料の令和5年度以前に遡る追加の調定または調定の減額となっております。まとめますと、この表のプラスの合計を過年度損益修正益、マイナスの合計を過年度損益修正損として計上しているところであります。

続きまして、説明資料の25ページをお願いします。

こちらには、下水道使用料の収納率とその向上に向けた取組を掲載しております。令和6年度の当年度、過年度を合わせた全体の収納率は98.03%でありまして、下のグラフのとおり、高い水準で推移しているところです。

次に、26ページをお願いします。

こちらには、下水道料金の不納欠損に関する資料を掲載しております。令和6年度は、合計264件、159万2,980円を不納欠損処理しております。

それでは、これより、令和6年度に実施いたしました下水道事業の工事や業務委託の内容につきまして、上下水道工務課長から説明させていただきますので、引き続き御清聴賜りますようお願い申し上げます。

○上下水道工務課長（山田 学君） それでは説明させていただきます。端末の決算書の27ページをお開きください。

建設工事及び改良工事等の概況で、27ページの表、イ、工事請負費等については1,000

万円以上の2件を記載しております。27ページ下の表、ロ、委託料等については、500万円以上の管の整備を行うに当たり、その前段の管路調査、調査を基にした実施設計等、計4件を記載しております。

それと、この表だけでは場所が分からないので、別途お配りしている説明資料の図面という資料がお手元にあるかと思います。そちらの図面と決算書を一緒に見ながらのほうが分かりやすいと思いますので、図面のほうは紙の資料を用意させていただきました。よろしくお願いします。

では、説明させていただきます。図面資料の6ページをお開きください。

まず、イの工事請負費等についてです。決算書のほうの1番につきましては、針摺地区5工区下水道管更生工事です。図面の左下に拡大図を表示しております赤色線の分になります。この工事は、既存の下水道管を利用して、その間の中に、ライニングといいまして特殊な膜をつけて管を強固なものにした工事で、拡大図の中の右のほうに筑紫野中学校がありますが、主にその周辺の工事となります。工事の総延長は116.04メートル、契約金額は1,485万7,700円です。

次に、決算書のほうの2番につきまして御説明させていただきます。阿志岐地区下水道築造工事です。図面の右下に拡大図を表示しております赤色線の分になります。この工事は、阿志岐地区の農集排を公共下水道に接続するための工事となります。

続きまして、決算書の27ページの真ん中、ロ、委託料等について御説明させていただきます。図面資料は7ページをお開きください。

決算書のほうの1番につきましては、筑紫野市下水道ストックマネジメント計画に伴う管路調査業務委託（二日市A）です。図面の左下に拡大図を表示しております黄色の部分になります。内容としましては、JR二日市駅の東側と西鉄二日市駅の西側辺りのこの黄色箇所が存在する下水道管の調査を行ったものです。黄色の範囲内において緑の線が引かれている部分がありますが、これは黄色の範囲内においてヒューム管、陶管を表したものであり、この部分がこの調査を行った箇所となります。調査延長は4,371メートル、契約金額は1,766万1,600円です。

続きまして、2番につきましては、筑紫野市下水道ストックマネジメント計画に伴う管路調査業務委託（二日市B）2工区です。図面の右側真ん中に拡大図を表示しております緑色の部分になります。内容としましては、西鉄二日市駅の南東側周辺と日本経済大学の南東側周辺のこの緑色箇所に存在する下水道管の調査を行ったものです。緑色の範囲内に

において青の線が引かれている部分がありますが、これは緑色の範囲内においてヒューム管、陶管を表したものであり、この部分がこの調査を行った箇所となります。調査延長は3,831メートル、契約金額は1,743万9,400円です。

続きまして、3番につきましては、筑紫野市下水道管路施設ストックマネジメント修繕・改築計画策定及び実施計画業務委託（二日市B）です。図面の右下に拡大図を表示しております黒い太い線で囲まれた中にある赤色の線の部分、これは先ほど2番で説明しました管路調査業務委託（二日市B）2工区のと、前の年の令和5年度に管路調査を行った管路調査業務委託（二日市B）1工区の調査結果において、管の状況が悪く修繕が必要となる箇所であり、この箇所について工事方法の選定などを行ったことがこの業務委託の内容となります。業務延長は2,085メートル、契約金額は1,508万3,200円です。

続きまして、4番につきましては、宝満川上流流域関連公共下水道広域化に伴う実施設計業務委託についてです。図面の右上に拡大図を表示しております赤色線で示した箇所となります。内容としましては、吉木地区、御笠地区の農集排や葉光ヶ丘団地において、公共下水道に接続、切り替えるための工事を行うための前段の測量設計業務となります。業務延長は1,056メートル、契約金額は1,376万7,600円です。

以上が、令和6年度に実施した下水道管の管布設、管更生工事の工事請負費等及び管路調査測量設計等の委託料等の概況説明となります。

続きまして、別途お配りしている老朽管更新の進捗状況についての資料を御準備ください。

6ページをお開きください。

まず、下水道の老朽管更新の令和6年度の進捗状況についてです。下水道の老朽管更新につきましては、平成25年度策定の下水道長寿命化計画及び平成28年度策定のストックマネジメント計画により現在進めているところです。

①調査済延長としましては、令和5年度末時点では約20キロ、令和6年度の実施が約8キロで、合わせて約28キロの管路調査が完了しております。

7ページをお開きください。

7ページの図面左上のほうになりますが、二日市地区において令和6年度に実施した管路調査は黄色で塗られた範囲内、西鉄二日市駅周辺において8,202メートルの箇所となります。

6ページに戻りまして、次に②です。①の管路調査に対して更新が必要であると判明し

た延長として、令和５年度末時点では約4.6キロメートル、令和６年度に約2.4キロメートル判明し、その合計延長としては約7キロメートルとなりました。

③老朽管更新済延長としましては、令和６年度末現在において、約2.9キロメートル完了しております。

７ページをお開きください。

７ページの図面、真ん中に青色で塗られた中に赤色の線がありますが、この線が令和６年度に工事を実施した箇所です。主に針摺ゆめタウンの東側周辺となります。

６ページに戻りまして、④です。以上のことから、令和６年度末時点の老朽管更新率としましては、記載の計算により41.8%の進捗率となりました。

次に、８ページをお開きください。

下水道の老朽管更新の令和７年度の進捗状況について、併せて御説明させていただきます。

①、②、③については、令和７年度は調査及びその後の工法選定等の設計委託は行わない予定ですので、先ほどの令和６年度実績と同様の延長となります。

④令和７年度予定の老朽管更新工事延長としましては、172メートルを予定しております。箇所としましては、９ページをお開きください、左上の二日市地区下水道管改築工事、青色で塗られた範囲内において赤色で線がありますが、その部分を行う予定です。135メートルです。それと、図面真ん中辺り、針摺ゆめタウン周辺となりますが、青色で塗られた範囲内において赤色の線で記載しております部分を行う予定です。37メートルです。

８ページに戻りまして、⑤です。以上のことから、令和７年度末時点の老朽管更新率は、先ほどの９ページの箇所が全て予定どおり完了すると、記載のと通りの計算により、44.3%となる予定です。

以上が、下水道の老朽管更新の進捗状況についての説明となります。

以上、令和６年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、よろしく御審査の上、御可決及び認定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

田中委員、ないですか。

○委員（田中 允君） 新設工事はどげんなると。新設。

○委員長（八尋一男君） もうないよ。これで終わりです。

○委員（田中 允君） 新設工事はないとですかね。

○委員長（八尋一男君） うん、令和7年、今、その予定だけですから。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 補足の説明書というか、後の資料の20ページに下水道事業概要を書いていただいていて、有収水量が886万740立米で、昨年より増えているんですけど、さっき水道のほうで818万4,298立米で、水道水は減っていて下水のほうが増えているのは、これは井戸水を使っている方の分がこれだけあるということではないんでしょうかね。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） 有収水量の水道事業との差についてのお話でよろしいですかね。それについては、今、委員がおっしゃいました井戸水だけの世帯というものも存在しますし、あとは工場とかですね、筑紫のほうに令和6年度に大きなクリーニング工場とかできておりますので、そういったものも、この増加といいますか、水道事業との差が現れる一つの要因かとは思っております。

○委員長（八尋一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） その場合、排水量のチェックというか、メーターというのは。どういうふうな形でその排水量が確認されるんですか。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○料金担当係長（山本裕介君） 井戸の場合は、井戸メーターをつけている場合はそのメーターの水量で、それ以外の場合は認定水量という形で水量を測っております。

○委員長（八尋一男君） いいですか。

○委員（辻本美恵子君） 収入に関わる数字なので、どのような確認がされているのかいうことでお尋ねしました。いいです。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

どうぞ、田中委員。

○委員（田中 允君） 今、ほらあそこどこやったかいな、諸田のところは何ち言いよったかいな、今グラウンドやらしようやない、野球。あそこは結果的にどのようなふうになりよるんですか。

○委員長（八尋一男君） 質問分かりますか。係長。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） 質問の御確認ですが、諸田のところにあるグラウン

ドは、宝満川上流流域の処理場の用地として取ってあるというところですかね。

○委員（田中 允君） あそこ今どんななつとる、何かしよるかなと思って。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） 一応、県の計画としてはあるんですけども、上流流域の排水につきましては、今、宝満川浄化センター、宝満川流域の処理場で処理が行えている状況にあります。なので、計画としてはあるんですが、その建設には至ってないという状態が続いているという現状です。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司泰一君） その下水道事業というか、県のほうから、何かな、下水道の調査について補助金が出るという何か1回ニュースが出たと思うんですけど、そういうあれとか、あと、計算書の中でも県の補助金がゼロと、社会資本の交付金とかいろいろあったはずだと思うんだけど、このゼロっていうのもどうかなと思ったんだけど、そういう活用についてはどういうふうに考えられているんですかね。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） 下水道のほうに関しては、補助金の収入が一つはございます。ページがですね、すみません、資本的収入のところでありまして、決算書の37ページをお願いします。こちらの資本的収入の2項補助金のところ、国庫補助金のところで、下水道整備に関するものとして5,300万円を頂いて下水道管渠の更新工事に充てているところでございます。

あと、もう一つの別の質問をしていただいた全国的な下水道管渠の調査に関する分については、筑紫野市に該当する管渠がそこではないんですけども、補助金は一応もらえるのかなというところで、今年度事業を進めているところです。

○委員（赤司泰一君） それは国ですか、県のほうですか。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） 国の補助金になります。

○委員長（八尋一男君） ほかに。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 聞き漏らしていたら申し訳ないんですけど、特別損益の流域下水道維持管理負担金、赤字負担金、これは後で説明するって言われたんですけど、説明いただきましたっけ。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） 説明資料の24ページのカラフルな資料といえますか……。

○委員長（八尋一男君） いや、質問は説明されましたかと。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） はい、こちらで説明はさせていただきました。

○委員長（八尋一男君） ああ、そうなの。

○委員（辻本美恵子君） 説明いただきましたか。

○委員長（八尋一男君） ようと理解できてないみたいですから、もう一度説明していただけないでしょうか。

係長。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） 特別利益特別損失の過年度損益修正益と修正損の関係について、説明させていただきます。

こちらは、過年度損益修正益と過年度損益修正損というものが主なものになっておりまして、流域下水道の維持管理負担金や建設負担金に関するものとなっております。薄い黄色が御笠川那珂川流域に関するもので、緑色が宝満川上流流域に関するもの、桃色が宝満川流域に関するもので、三角形のマイナス表記のものが支出、それ以外は収入を表しております。表の下の色がついてないところが下水道使用料調定関係としている部分になります。下水道使用料の令和5年度以前に遡る追加の調定または調定の減額となります。

すみません、この細かい内容は説明させていただくと、かなり時間を要してしまいますので、今の説明で終わらせていただいていたところになります。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 今のところで、小郡へ何で支払っているの。筑紫野市から小郡市へ支払いというのは。浄化槽の関係ですか。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） 筑紫野市が、御笠川那珂川流域、宝満川上流流域、宝満川流域の三つの流域下水道を使っているんですけども、先ほど質問いただいた宝満川浄化センターで宝満川上流流域の汚水を処理しております。筑紫野市は宝満川流域の構成団体でもあり、宝満川上流流域の構成団体でもあります。宝満川流域の宝満川浄化センターの処理施設を使用するに当たって、そもそもの建設費がかかっています。建設費をそのまま支払うのではなくて減価償却費相当分を、宝満川上流流域の構成団体から宝満川流

域の構成団体に支払っているところです。なので、この資料の下の方の宝満川流域の構成市町のところに小郡市、筑紫野市、基山町と載せているんですけども、宝満川上流流域の構成市としての筑紫野市が、宝満川流域の小郡市に対してその負担分を支払っているという状況になります。

○委員長（八尋一男君） ほかないですね。

私から一つですけど、カメラ調査ってありますけど、管の一番大きな管は何ミリですかね。言いたいのは、陥没事故が起きとるから、筑紫野市ではそういう心配が要らんのかというのが目的です。お願いします。

課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 筑紫野市の管理している管で一番口径が大きいのは1メートルです。

○委員長（八尋一男君） 分かりました、ありがとうございました。

質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。認定第12号について……。

○委員（田中 允君） ちょっと待って。

○委員長（八尋一男君） 分かりました。田中委員。

○委員（田中 允君） これは道路やらで、マンホールたいな、蓋がもう5センチも10センチも出とるところの結構あるとよ。道路を走りよってな。あげなとは工事の監督の仕方が悪いとね。要するにそれを容認しとるわけですか。（「周りが痩せとるちゅうこと」と呼ぶ者あり）いや、そこら辺出とるやない。いっぱいあるやん。（「周りが痩せとつとですかね」と呼ぶ者あり）いや、そうやなくて、工事した直後でも。

○上下水道工務課長（山田 学君） 工事した直後は、例えば下水道にしる水道にしる、1回仮舗装というのをするんですね。それで、何ていいますか、土を仮に埋めたら、じわっと下がってきます。下がったところでもう一回舗装をやり替えるんですね。

○委員（田中 允君） しょうかな。

○上下水道工務課長（山田 学君） それはもうやっております。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございました。

それでは、ただいまから討論を行います。認定第12号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。認定第12号、令和6年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定の件について、原案どおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決及び認定するものと決しました。

しばらく休憩をいたします。

休憩 午後1時55分

再開 午後2時10分

○委員長（八尋一男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、請願第1号、朝倉街道駅周辺の交通安全対策の実施を求める請願の件を議題といたします。

本請願は、横尾議員、坂口議員、上村議員、春口議員が紹介議員となり、今定例会に提出されたものです。

本日は、紹介議員である春口議員、また執行部より深見部長、中村課長、菊武課長の出席をいただいております。お忙しいところ大変ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

本請願の内容について、春口議員から説明をお願いいたします。

春口議員。

○議員（春口 茜君） 皆様ありがとうございます。さきの本会議で請願上程させていただいた内容をいま一度委員会にて説明させていただきます。お手元にお配りされている請願の内容を御覧ください。

朝倉街道駅周辺の交通安全対策の実施を求める請願。

本請願は、朝倉街道駅周辺における通学路及び生活動線の安全性を早急に高めるため、まずは構造的な変更依存しない緊急的な対策を速やかに講じるとともに、中長期的には関係機関との協議を通じて抜本的な改善を進めることを求めるものです。

私自身、学生時代にこの区間を通学路として利用しており、当時から危険を強く実感しておりました。しかし、その後20年近くが経過した現在に至るまで抜本的な安全対策が講

じられておらず、危険な状況は放置されたものとなっております。その間に導入されたグリーンゾーンも、実際には路上駐車や荷さばき停車によって占有され、歩行空間の確保や速度抑制といった本来の機能を果たしておりません。まさに「塗装だけでは守れない」現状であり、実効性のある安全対策が不可欠です。

さらに、先般の事故では、新たに1名が書類送検されたと報じられております。個々の過失は司法に委ねられるものの、当該地点は踏切と五差路が重なり、しかも信号が設置されていないため、誤操作や焦りが重大事故に直結しやすい構造的リスクを抱えております。事故を人的要因のみに矮小化するのではなく、道路環境側に安全余裕を持たせることが極めて重要です。

また、この事故は全国ニュースとして報じられ、市民や保護者、利用者から改善を求める声が急速に高まっております。地域の安心を回復し、行政として説明責任を果たすためにも、早期に具体的な対策へ着手することが強く求められております。

委員の皆様におかれましては、このような状況を鑑み、本請願を採択していただき、関係機関に意見書を提出していただきますようお願い申し上げます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。ただいま春口議員から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

赤司委員。

○委員（赤司泰一君） 請願に関して、趣旨も含めて問題はないと思うんですけど、ここにも書いていると思うんですけど、市民や保護者、利用者からの改善ということであれば、例えば地元のPTAとか、あるいは区とか、そういうところの合意があって出されたほうがより説得力があるんじゃないかなというふうに感じたんですけど、その点について、今後それを巻き込んでいくということを考えているのかどうかちゅうのを教えていただければと思います。

○委員長（八尋一男君） 春口議員。

○議員（春口 茜君） 私も、PTAだったり事故に遭われた方々のお話を聞いたかったところではあるんですけど、まず心身的状況とかもありましたので、直接的なお話を伺ってはいないところです。ただ、事故現場の近くにいらっしゃった方々が実際に見られて、早急に対応をしたいということです。子供が事故に遭った現場を見ている状況で、詳しい内容も聞いたところでありまして、報道でもあったかと思えますけれども、顔面から血が流れていた状況を見て、このままではいけない、早く対応してほしいということで、私も

早く対応しないといけないと思っていたので、この請願に至ったところです。

今後、P T Aを巻き込んでいくかというところにつきましては、私だけというよりかは、皆さんと一緒に取り組んでいただきたい内容になるのかなと思っております。

以上です。

○委員（赤司泰一君） いやいや、いいですよ、それで。いいんだと思うんですけど、やっぱり請願というもので、特に今回の件というのは、市議会としてもかなり重要課題として取り扱っている部分もあるもんですから、今後、やっぱりこの請願を主にして、例えば区の人とか、より多くの賛同者をもって上げたほうがやっぱり説得力があると思うので。今、請願提出者の方からもお話がありましたように、議会の中でまた今後そういった動きを強めていくのがいいのかなというふうに、一つ条件として持っていっていったらどうかというふうに思います。

あともう一つが、今マスプラも同じくやられていると思うんです、この朝倉街道駅の話が並行に話していると思うので、そこら辺の整合性とかもやっぱりきちんと確認しながら動いたほうがいいと思います。今日、部長もおられると思うんですけど、その点に関してはいかがですかね。

○委員長（八尋一男君） すみません、執行部からはまた後ほど。

○委員（赤司泰一君） ああ、そうですか、説明があるんですか。なら、また後ほど教えてください。一応意見ということでよろしくお願いします。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ほかに質疑のある方はありませんか。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 今、赤司委員と請願者の春口議員のお話がありましたけど、付け加えて、私、駅立ちとかした経験から、やっぱり駅の利用者あたりも、例えばですけど署名活動じゃないけど、そういったところで、より多くの人たちを巻き込む意味では、朝倉街道の駅利用者というのも視野に入れられたほうがいいんじゃないかなというふうに提案します。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 意見ありますか。春口議員。

○議員（春口 茜君） 私も署名集めはしたいと思っていたので、請願は請願で通していただけたらなと思っているんですけども、署名は署名で集めたいと思っています。

○委員長（八尋一男君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） それじゃあ、質疑を打ち切ります。

続いて、事故の状況を再確認しておきたいと思いますので、事務局より説明をお願いします。

○議会担当主任（小金丸卓也君） それでは、事故の状況について御説明をいたします。

事故発生日は、令和7年5月19日の午後3時30分頃になります。

発生場所につきましては、西鉄朝倉街道駅付近です。

概要といたしましては、二日市東小学校4年生の児童4名が通学路を通って下校していたところ、対面方向からA車両が踏切を渡り交差点に進入、左方向から右折してくるB車両を避けようとハンドルを切り、店舗に衝突。下校中の小学4年生の児童4名が巻き込まれ負傷し、救急搬送されております。

事故現場の位置図につきましては、2枚目の写真のとおりとなっております。

なお、市及び教育委員会に対し、事故現場に対する要望書の提出は過去にございません。また、市議会に対し、過去10年間遡りましたが、請願・陳情等の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

続きまして、執行部から説明を受けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

課長。

○土木課長（菊武秀明君） 現状の説明をさせていただきたいと思っております。

当該箇所は、西鉄朝倉街道前で、東西に延びる一般県道112号福岡日田線と南北に通る西鉄大牟田線が交差して、紫8号踏切がございます。踏切の西側——こちらの市役所側です——には踏切に近接した位置で、県道に市道が変則的に取り付いている状況でございます。

一般県道112号福岡日田線は2車線の道路で、バスセンター前付近の幅員が約8メートル、西側の事故があった付近では約9メートルの幅員となっております。市道は、JR天拝山駅に向かう市道の幅員が約5.5メートルの道路で、マイクロを除く大型乗用自動車及び大型貨物自動車等の通行止めの規制がかかっております。また、一般車両が県道福岡日田線に出る場合は、一時停止の規制となっているところでございます。さらに、この市道

は約3メートル程度で、踏切付近ですね、交差点付近に変則的に取り付いている状況でございます。また、踏切の北側にも幅員が約4.5メートルの市道が取り付いている状況でございます。

また、現在までの経過でございます。令和7年5月19日に発生した交通事故の後、5月21日に、福岡県警、那珂県土整備事務所、二日市東小学校関係者、市の関係者により、臨時の通学路安全推進会議を開催し、現地立会や今後の対応策について協議を行っております。

協議の内容としましては4点ございまして、1点目は歩道の設置やガードレールの設置についてでございますが、県道の幅員や交差点の形状を考えると、歩車道の分離やガードレールの設置などは現状では難しい状況であること。

2点目は、市道に一方通行など交通規制をかけることで、道路の混雑や交通の円滑化を図ることはできないかということについては、一方通行の規制については、規制する場合は地域の皆さんの合意形成が必要であること、また、地域一帯の車両の流れの動向を予測するなどした上で規制を慎重に考える必要があること。

3点目は、児童への対応としては県道への通学路の変更や選択制を検討すると。通学路の変更や選択制に関しては、学校運営協議会等で協議し、学校で決定する。

4点目でございますけども、福岡県警からは、県道の踏切前の舗装のわだちの改善及び車両外側線の塗り直しの指示の件ということで、以上が臨時の通学路安全推進会議で話し合われた内容でございます。

それで、3点目の通学路の変更や選択制につきましては、5月30日付で二日市東小学校の通学路の一部変更について、保護者へのお知らせがなされており、その後、6月4日に、福岡県警、那珂県土整備事務所、二日市東小学校関係者、市の関係課で通学路の追加変更に伴う旧3号線などの現地の確認を行っている状況でございます。

また、4点目の県警からの指示事項につきましては、那珂県土整備事務所におきまして、当該箇所における事故後の緊急対策として、わだちがでにくい半たわみ性舗装の打ち替えと、2か所の市道取付け部の車両外側線の塗り直しを7月末までに完了し、7月24日と7月29日の2日に分けて行われました通学路安全推進会議の中で報告されたところでございます。その改善された状況につきましては、今からサイドボックスで画像を見ていただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君）　ありがとうございました。

皆様に念のため申し上げますけど、本議題は請願の採択に係る審査でありますので、執行部には現状の説明を求めました。質疑は議題外に及ばないように、質疑がある方は協力をお願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君）　これ、グリーンベルトですね。請願の補足の中では……。

○委員長（八尋一男君）　ちょっと待ってください。

すみません、もう一度お願いします。

○委員（辻本美恵子君）　請願の補足説明の中で、グリーンゾーンというのは、執行部のさっきの説明の文章の中ではグリーンベルトということでもいいんですかね。

このグリーンベルトは、何ていうか、効力というか、実際には意味がないみたいに書いてあるけれども、これを塗った以上は、路上駐車とか荷さばき駐車によって占有されているという状態を何か取り締まることはできないんですかね。

○委員長（八尋一男君）　課長。

○土木課長（菊武秀明君）　請願で言うグリーンゾーンということは、通常私どもはグリーンベルトと呼ばせていただいておりますけども、このグリーンベルトは道路の構造の中で路肩に当たる部分を着色することによってドライバーの方にこの道路は通常よりも歩行者の量が多かったり、通学路でありますよということを視覚的にお知らせする意味合いが強くて、先ほど言われました駐車禁止とか規制を伴うものではございません。

○委員長（八尋一男君）　ということは歩道でも……。課長、もう少し。

○土木課長（菊武秀明君）　あくまでも路肩、道路の中の一部の路肩という取扱いで、歩道では必ずしもございません。

○委員長（八尋一男君）　辻本委員。

○委員（辻本美恵子君）　そのことは、法的にはそういうような規制みたいなものはないんだけど、住民というか、そこに住んでいる人の申合せみたいにして、あのグリーンベルトには路上駐車しないとか、荷さばき車両を止めないというふうに申合せをつくるということはできるんですか。

○委員長（八尋一男君）　課長。

○土木課長（菊武秀明君）　あくまでも道路交通法上の規制と住民の方の合意というのがどこまで法的に及ぶかという、やっぱり道路交通法でもって規制しないと、それはあま

り効果がないんじゃないかなと思います。

○委員長（八尋一男君） 私からですけど、駐停車禁止というのを公安委員会に要望してということはできないんですか。

課長。

○土木課長（菊武秀明君） 要望することはできるかと思いますが、路線として地域住民の方の合意形成あたりとかですね。商売されている方の実際の利害関係が発生しますので、そういうのは合意形成をしっかりと取る必要があるかと思います。

○委員長（八尋一男君） なるほどね。

ほかにありませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） お疲れさまです。先ほど一方通行路の話があつて、それも一つの解決策という話もあつたんですけども、それに合意形成が地元の方と必要になってくるという意味、これは理解できます。そこら辺の合意形成の可能性はいかがでございますでしょうか。（「可能性って言われたって」と呼ぶ者あり）いや、実現の可能性。

○委員長（八尋一男君） 課長、説明しにくいでしょうが、できる範囲でお願いします。

○土木課長（菊武秀明君） まず手続といいますか、一方通行を規制するというのは警察のほうの手続になるわけですけども、どうしても警察のほうから地域住民の方の御意見ということを保ず聞かれますので、市のほうもそこら辺は協力していきたいとは思っておりますが、特にあそこのＪＲ天拝山駅までの間につきましては、商店もあれば病院もあつたりいろいろで、住宅街ではありませんのでなかなか厳しいんじゃないかと思っております。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司泰一君） 多分もうここでそういう話すると、もうなかなか難しいところがあると思うんで、今回請願をとにかく上げていただいて、今後、この請願による執行部の動き、市の動きをこちらの委員会で点検というかチェックしていくということで。

先ほど請願者の方にも言いましたように、やっぱり地域全体、あるいはＰＴＡも交えての活動ということも踏まえて、今後この建設環境委員会でこの動きをチェックしていくという形で、今回それで収めていただいたらどうかなと思いますけど。

○委員長（八尋一男君） いい提案だと思います。建設環境委員会でやれるものは所管事務調査なりでフォローをしていきたいと思ひます。

よって、質疑はこれで打ち切ります。

それでは、本請願の採択について、各委員から意見を聞きたいと思いますが、意見のある方は挙手をお願いします。今言いましたね。ほかに意見はないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） それでは、これで意見交換を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。請願第1号について討論される方はいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） これにて討論を打ち切ります。

これより採決を行います。請願第1号を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、請願第1号は全員一致で採択すべきものと決しました。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時31分

○委員長（八尋一男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど審査を行い、採択すべきものとした請願第1号は、市並びに関係機関への意見書提出を求めるものでしたが、請願者から提出されておりました案文を基に作成された意見書案が副委員長より提出されております。

お諮りします。

本日の議題に意見書案についての件を追加し、審査日程を変更したいと思いますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。本件を議題に追加し、審査日程を変更することといたします。

それでは、提出された意見書案について、事務局より朗読をお願いします。

事務局。

○議会担当主任（小金丸卓也君） それでは、朗読をさせていただきます。

朝倉街道駅周辺の交通安全対策の実施を求める意見書（案）。

朝倉街道駅周辺は、五差路と踏切が重なる構造で交通量も多く、歩行者・自転車・自動車が錯綜する危険な状況です。令和7年5月19日には、小学4年生児童が巻き込まれる重大事件が発生し、地域で以前から指摘されてきた危険性が顕在化しました。この危険を放置せず、再発防止と安全確保のため、緊急対策を早急に講じていただくことを、強く要望いたします。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

この意見書案に対して、質疑、意見のある方は挙手の上、発言をお願いします。

○委員（田中 允君） 宛先は、どこに出すと、宛先は。

○委員（赤司泰一君） 議長一任じゃない。

○委員（田中 允君） いやいや、そんなんはちゃんと聞いとかな。

○委員（赤司泰一君） この前、議運で決まったのはね、県と市長。

○委員（田中 允君） 宛先をちゃんとしとかんな、委員会で言われるやろ。

○委員長（八尋一男君） 宛先は、待ってくださいね。この間のあれでいいんですかね、僕が聞いている範囲では。

○議会事務局長（荒金 達君） 議運の中では、今、赤司委員が言われたように県と市ということでどうかという話になっています。最終的には、議場の中では議長一任ということになるかと。

○委員（田中 允君） 委員会の中できちっとそんなの審査しとかな。そのためにうちの委員会が。請願はうちに出とっちゃけん。そうやろうが。

○委員（赤司泰一君） ですね。そのような感じ。

○委員長（八尋一男君） はい、今言われたことでございます。

○委員（田中 允君） だから、正式にどこに陳情書を出すのか、請願の意見書を出すのか、もう一度教えてほしい。

○委員（辻本美恵子君） 今これ休憩ですか。

○副委員長（段下季一郎君） いえ、休憩ではないです。

○委員長（八尋一男君） いいですか、分かりますか。

○委員（辻本美恵子君） ええ、分かりますよ。意見書についてで、案でしょう。4名が書いてあるけど、これは請願者の案であって、今の意見書は委員会で作ったんだから、どこに出すかは副委員長が提案したら、それでいいんじゃないですか。

○委員（田中 允君） いやいやいや、だから、委員会がどこに出すのかって。それは違うって。

○委員長（八尋一男君） 待ってください。私の手元にある分は、国土交通大臣中野洋昌様、文部科学大臣阿部俊子様、福岡県知事服部誠太郎様、筑紫野市長平井一三様になっております。だけど、これについては決定ではありません、案ですから。私どもが分かる範囲のことでございます。（「休憩中ですか」と呼ぶ者あり）いや、休憩中じゃないです。先ほどから言いましたように、意見がある方は意見をお願いします。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 誠に形式的で申し訳ございませんが、これ西鉄って入れなくていいですか。朝倉街道駅周辺。

以上です。

○委員長（八尋一男君） はい、意見として。

○委員（赤司泰一君） 文言ね。1回休憩ください。

○委員長（八尋一男君） しばらく休憩をいたします。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時38分

○委員長（八尋一男君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに御意見はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致でこの意見書案のとおり委員会として決しました。

申合せにより、提出者については、段下副委員長、賛成者につきましては、田中委員、辻本委員、赤司泰一委員、宮崎委員、檜木委員、そして私、八尋の6名ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。以上のとおり決定しました。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後 2 時40分

再開 午後 2 時50分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、所管事務報告に入ります。

まず、深見部長から出席説明員の紹介をいただいた上で、総合公園遊具等更新事業についての報告をお願いいたします。

深見部長。

○建設部長（深見勝彦君） お疲れさまです。建設部長の深見でございます。長時間の審査、お疲れさまでございます。今日は、建設部につきましては所管事務報告が1件ございますので、よろしく御審査のほどお願いします。

課長と係長が来ておりますので自己紹介します。

○管理保全課長（中村昭治君） 管理保全課長、中村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○公園担当係長（原田裕介君） 管理保全課公園担当係長の原田です。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、説明をお願いします。

課長。

○管理保全課長（中村昭治君） それでは、所管事務報告として、総合公園遊具等更新事業について御説明をさせていただきます。

資料めくっていただきまして、次のページを御覧ください。まず、1、更新のコンセプトについてです。

更新に当たっては四つのコンセプトを設定しております。全体像として2点、①現在の天拝の船のコンセプトを引き継いだシンボリックなデザインで、子供たちの夢をかなえる、わくわくとどきどきが詰まった日本一の船形遊具とする。②多階層的なゾーニングを行うなど、誰もがそれぞれの年齢や特性に応じて楽しみ方を発見できるように工夫され、船内散策を疑似体験できるような通路、デッキ等と壮観で感動を与えるような眺望の展望台を有する遊具とする。

残り3つといたしましては、（2）子供の成長を育む遊具、（3）安全性の確保と管理コストの低減、（4）事業費の縮減と工期の短縮を設定しております。それぞれの項目に

ついては御確認をお願いいたします。

次のページを御覧ください。2の事業者の選定についてです。

事業者選定は公募型プロポーザル方式を採用し、3者からの応募がございました。

次の審査項目は、①プレゼンテーション、ヒアリング、書類審査を配点360点。②小学生審査、配点40点。これは各小学校に配置しておりますタブレット端末を利用したアンケートを、市内11校の小学校ごとに集計をいたしました。③価格審査、配点100点。合計500点満点評価の点数比較により順位を決定しております。

中段の表に審査結果を記載しております。A社の合計得点が356.4点、B社合計得点が390.9点、大久保体器株式会社合計得点399.6点。この大久保体器株式会社が最優秀者と決定し、本年8月4日に契約を締結しておるところでございます。

大久保体器株式会社が、プレゼンテーション、ヒアリング、書類審査と小学生審査の最上位得点の事業者で、小学生審査においては全11校の小学校で1位の評価となっております。結果的に子供たちの意見も最大限に反映されたものとなっております。

次のページを御覧ください。新しい天拝の船のイメージ図となっております。

マルチマスト船として3本のマストを備える帆船遊具となります。イメージ図下側になります船の右舷側、右上に別アングルで示しております船の左舷側及び左上、公園の芝生広場になります箇所にも新たに遊具を設置する提案を受けておるところでございます。

次のページを御覧ください。

左上の図が、船体後方の6メートルのフリースォール、右上の図が芝生広場のインクルーシブ遊具、左下の図は船内1階から2階にかかるネットジャングル、右下の図は船内1階のインクルーシブエリアのイメージ図となっております。

次のページを御覧ください。新しい天拝の船のポイントです。

①船の全長は約60メートルとなり、日本最大級の帆船遊具となります。②フリースォールの垂直落下高は6メートルとなり、日本一の落下高となります。③インクルーシブ遊具を設置し、誰もが楽しめる遊具となります。④利用者（小学生）アンケートで希望が多く寄せられたブランコ、クライミング遊具、滑り台、ジャングルジムなどを設置します。⑤安全基準に適合する安全な遊具となります。⑥天拝の船の周りにも数多くの海を連想させる遊具を設置します。

次のページを御覧ください。今後のスケジュールについてでございます。

現在の天拝の船の解体・撤去を9月24日から10月中旬にかけて施工していきます。新し

い天拝の船及び周辺の遊具を10月中旬から来年2月下旬まで施工し、完成を来年3月上旬、検査を3月下旬に予定しておるところでございます。

説明については以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 船の周りのプールやないけど池か、何かそういうの、いろいろ小屋とかあるけど、これはそのままこういう状態になるということですか。この部分はあくまでも飾りつけの、引き立てるための図面ですか。実際としてここまで含まれているのか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管理保全課長（中村昭治君） 説明したとおり、周辺の遊具も含めた提案を受けておりますので、イメージ図はこういう形で、こういった形の遊具が設置されることとなる予定でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかに。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 説明いろいろありがとうございます。気になったことが2点あるんですが、それぞれ年齢とかに応じてゾーンが設定されている、遊具が設定されているわけなんですけども、例えば年齢制限とか身長制限、スライダーとかああいうところは民間ではありますけど、何歳以下とか身長が何センチ以上といった標記は設置されるんでしょうかということと、もう一つは、これだけ規模が大きくなって当然喜ばしい、日本一とうたってあるとおりで非常に喜ばしいんですけども、たくさんの人が……。やっぱりこれは365日開放されると思うんですが、もし何か万が一事故があったときとか、ルールを守らない方のために常駐する警備というか、そういう方は設置する予定があるんでしょうか。来年の4月からになると思うんですけども想定されてますでしょうか。

以上、2点をお聞きしたいと思います。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管理保全課長（中村昭治君） まず利用年齢につきましては、それぞれの遊具に注意書きといいますか、そういう適応年齢であったり、使用するに当たっての注意事項であったり、そういったものを数多く設置して安全に利用していただけるように行うこととしております。

2点目の警備員の配置につきましては、下の駐車場に管理人さんが常駐していただいておりますが、この芝生広場といいますか、上の広場に警備員の配置を行う計画については現時点ではない状況でございます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司泰一君） すばらしいものができるんだろうなと思って、すごくうれしく思うんですが、1点が、何か故障というか修理の部分ですたいね。今後のそういった部分に関してはどこが対応していくのかというところは大事だと思うんですけど、何かあるんですか。この会社がするんですか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管理保全課長（中村昭治君） 日常点検であつたり、15年間にわたる計画で、点検、補修については施工者である大久保体器が実施する予定でございます。（「15年」と呼ぶ者あり）はい。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 更新のコンセプトの（3）安全性の確保と管理コストの低減のところですけど、剥離とか脱落しやすい部品や腐食、劣化がしやすい木材やネットなどの使用と。これまで総合公園に関してのけがとか事故とか、それから修理をしないといけない部分はかなりたくさんあったと思うんですね。あの反省を生かしてこの文章になっていると思うんですが、現実には劣化しやすい木材やネットを使わずに、ここに今示されているようなものができるのかなというので、このイメージ図を見ても、かなりの部分にネットを使っているし、帆船の上のマストの周りにあるところも、あれは何を使ってやるんだろうとかね。ネットも幾つもありますよね。これをネットなしで。あと、イメージ図で室内のネットジャングル。わざわざネットジャングルって書いてあるから。この辺は確かに15年間、施工した業者が維持管理するということで、補修費もかなり増してくるんじゃないかなという気はするし、どういった素材を使って安全性を確保するのかというのが、今のこの提案の中ではなかなか分かりにくい。

あと、点検、修繕がしやすい構造というのが、施工業者がやると思わずに、日常的な小さな点検・維持管理は市が責任持ってやるのかなというふうに思っていた部分があって。でないと管理コストを低減するということがなかなか難しいんじゃないかなというふうに

思えたんですが、この（３）の安全性の確保と管理コストの低減という部分が、今のこの文章でどこまで担保できるというのかなと、気になるんですけど。その辺はどういった素材が一番いいのか、どう考えているのか、どういうふうに維持管理していくのかというところで、もう一段の御説明いただけたらと思います。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○委員（辻本美恵子君） もう一つあります。

○委員長（八尋一男君） どうぞ。

○委員（辻本美恵子君） ここは平地じゃないんですよ。丘陵みたいに丘になった上に船が乗かって、これまでも横の芝生がえぐれて、そこに足突っ込んで骨折したとかいう事故があるので、その船の周辺の地盤の維持管理、それももうちょっと気をつけるというところがあればいいんですけども、何かそれは配慮されているのか。

私はあの事故が一番気になって。大人ですよ、けがされたのはね。そういった、子供さんには大丈夫でも、大人には危ない部分があるかも分からない。もちろん子供さんへの安全と配慮が一番大事なんだけれども。誰が来ても、もうおじいちゃんおばあちゃんが一緒に来ても大丈夫な周辺のグリーン部分の維持管理とか、穴ぼこが常時どのように……。そうじゃなくて、地盤も作られた地面も見直しするということも。前のように芝生ではなくて、何かもうちょっと堅固なものにしようとしているのか。その辺まで説明いただけたら。

私にとっては一番大きな事故の記憶なんですね。骨折したっていうのと、高校生ぐらいの子が網にすとーんって落下したとかいうのはね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管理保全課長（中村昭治君） 遊具の現行の安全基準を満たすことはもちろんのこと、今、辻本委員から御指摘をいただいたような内容、事故が起こらないような最大限の配慮を持って施工していただいた上、あとの管理もやっていきたいというふうに考えております。

素材についての部分でございますが、基本のコンセプトに掲げておりました木材やネットについては、全く使わないでいただきたいというわけではなく、極力控えてほしいという中で、それぞれの事業者がこのコンセプトに基づいて提案いただいた中身を審査した上で決定をしております。提案内容でいきますと、木製の部分がこの今の遊具の中に使われている部分というのはないという状況で、船体についてはスチール製、デッキについては合成の木材を使用する予定になっております。ネットについても十分耐久性があるものを

使用するというふうに提案の中では受けております。

維持管理につきましても、使用の状況によっても変わりますが、この事業者からは15年間の総額で210万円程度という提案を受けております。提案者からは、5年間については、初年度と5年目にかかっている点検を月2回ぐらい行うとか、年によって変わりますが、5年間は無償での点検を行うという提案も受けております。あとの残り、15年間の10年分については、市からの委託をもってということになります。

点検は事業者がすることになりますが、遊具の安全性を担保するのはあくまでも市の責任であると、管理者である市が行うべきものであるという認識については変わらないということを申し添えます。

盛土のことですかね。盛土周辺についても、イメージ図を見ていただきますと、ブルーの部分、水色に塗られているような部分についてはラバー舗装をします。チップのラバーで舗装をするように計画をしております。当然整地した上で、下の地盤については、真砂土できちんと改良したものを敷きならすというふうに提案を受けております。

施工後の管理についても、先ほどお話ししたとおり、事業者を含め、私どもも日常的に、できる限りの点検を行いながら、利用する皆様が安全に遊具が利用できるように努めてまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） その管理は、何でも古くなったり傷んだりするわけやから、穴がほげたりとか、それはもう市が的確に管理していけば、それはもういい問題やけんね、その管理を手抜きせんごとしとかないかんたいな、それはな。それだけしとけば。どうせ傷むっちゃけん、必ず。それはもう前提やけん、耐久があるけん。

それと、僕が一番気になったのは、この船の全体図の中で、左側、後尾たいな、一番後ろのほうは滑り台のごとなつとうけん、フリーフォールな。この船の真ん中にある黄色いとたいな、これ、人間が中に入って滑りよると思うったい。そしたら、これ、上に入っとって、下が見えんけんね、下が分からんけん、次から次へ入らんやろうかと。もし衝突が起きらんやろうかと思うわけよ。この滑り台のごとあるとは、ああ前がおるねと思って、見えるけんいいけど、これは下が見えんもん。穴の中に、管の途中やら入っとったら。これ、どんなふうに考えとったらいとかな。これが一番心配。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管理保全課長（中村昭治君） イメージ図では分かりにくいかもしれませんが、全部が黄色のカバーで覆われてなくて、一部要所要所に透明で中が見通せるような部分を設けるように提案の中で聞いております。そういったところで、当然下に降りたのを確認して滑っていただくような、先ほども説明したとおり、利用上の注意喚起の看板はきちんと設置した上で、最初の頃については混雑する場合もあろうかと思いますが、皆さんがルールを守って利用していただくように、そういうふうな指導ができる範囲については指導、そういった注意喚起の部分も十分に行ってまいりたいと思っております。

○委員（田中 允君） いいです。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司泰一君） あほみたいな質問しますが、この船ね、ワンピースとかそういう発想はなかったんですか。ロイヤリティの問題とかあると思うんですけど、せっかくなら何かそういうコラボとかしている自治体とかあるから、何かもうここまでするんやったら、そこら辺のブランディングちゅうか、プロモーションに使えるような何かあってもいいんじゃないかなと思ったんですけど、そういう発想はあまりないですか。ごめんなさいね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管理保全課長（中村昭治君） 今、赤司委員から言われたいろんなコラボレーションですかね、設置する際は、先ほど冒頭で説明したコンセプト、今の天拝の船のイメージを継承するということを掲げながら事業者からの提案を公募で行っております。

今後、今、提案のあったような様々な企画が検討できれば、できる部分があれば前向きに検討はしていきたいなと思います。

○委員（赤司泰一君） 本当ですか。

○管理保全課長（中村昭治君） はい。ただ、できるかどうかは別ですよ、できるかどうかは別として、検討できる部分についてはやってみてもいいのではないかなと思います。

○委員長（八尋一男君） いやいやいや、いいんじゃないですか。

○委員（赤司泰一君） すみませんね、あほな質問で。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） それで、今、赤司委員が言うたけん、ふと思ったんですけど、天拝の船ってネーミングするとき、さっき小学校10何校か、アンケート取っとるやない、そういう感じで子供たちに名前つけさせたら、どげん。天拝の船じゃなくて、愛称たい、要するに愛称ね。そういう発想を持ってしてもらったらいかなと思うんですけど、いかがで

しょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管理保全課長（中村昭治君） 田中委員から貴重な提案いただきました。ただ、天拝の船というのが今まで25年間、皆様方に親しんでいただいておりますので、今回の船も、新しく更新はしますが、やはり天拝の船としてまず事業化を進めたところでございます。

サブネームみたいなものが検討できるとするならば、そういった検討も必要に応じて検討をさせていただければと思っております。貴重な御意見として承ります。

○委員長（八尋一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） すみません、確認ですけど。楽しいから、どんどんどんどん出てくるんだろうけど。子供たちの意見でこれだけのものが出来上がっているのはすごいなと思うんだけど、どうしても懸念が二つあります。

今、田中委員が言われたフリーフォールのところですね。これ確かに6メートル、ほぼ直角に降りて下に滑っていくんだけど、この周りに保護ラバーみたいなものがあるのかどうか。変な話だけど、私、子供のときに滑り台から落ちた経験があるんですよね。滑っている途中で、ぼんと外に飛び出ってしまったんですよね。それでけがしたことがあるので。この状態で横向いた瞬間に、滑り台じゃなくて横に飛び出るっていうことが子供の場合あるんですよね。それで、この周りが保護できるような状態のクッション性のあるものになっているのかどうかということが一つと、さっき船の船体の説明をされているときに、何か金属の部分、使っているという話なかったですか、鋼鉄製か何かで。

○管理保全課長（中村昭治君） 船体はスチールです。

○委員（辻本美恵子君） スチールで。それは表面、触れる部分がスチールではなく……。

○管理保全課長（中村昭治君） 外壁部分です。

○委員（辻本美恵子君） 外壁部分。というのは、真夏に金属製でできた滑り台でやけどをした子供が何人もいるというのがあるので、ここの、少なくとも子供が触れるような部分は熱くならないような素材を配慮してもらえたらなと。子供の手ってすごく柔らかくて、大人が「あちっ」っていうぐらいでももう立派にやけどしますので、その辺は配慮してもらえるような素材であればいいなと、この図を見ながら二つ思いました。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管理保全課長（中村昭治君） まず、フリーフォールについての安全性についてでございます。基本フリーフォールは、実際にやられた方はお分かりになると思いますけど、常

時背中が着いた状態で基本滑空をしていく遊具になっておりますので、その状態から横に出してしまうという可能性というのは、ほかの滑り台と比べれば少ないのではないのかなというふうになっている遊具でございます。

船体後方に緩やかに減速する部分があった上で、その減速部の周り、最終的に地面に落ち着く、降り立つところと言ったらおかしいですけど、地面に接地しているところについては、先ほど説明したラバーチップですね、ラバーチップによるゴム舗装を施す予定にしております。

委員がもう一点言われたやけどしにくくなるような素材というのは、提案の中でも、そういう熱くなりにくい素材を使った上で遊具の安全性を高めていくという提案を受けておりますので、そういった素材が使われると考えていただければと思っております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） わくわくどきどきの船ですから、意見はまだまだあると思いますが、もう副委員長の意見で最後にしたいと思います。質疑どうぞ。

○副委員長（段下季一郎君） 動線の問題ですね、車椅子の子も使えるようなインクルーシブエリアということで、車椅子で登ってくるには傾斜とかもいろいろあるんですけど、動線がその分がちゃんと確保されるのかということですね。その点だけ確認しておきたいなというふうに思います。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管理保全課長（中村昭治君） それぞれの遊具に求められています安全領域というものがございます。それを全て満たしたように施工されるというふうに提案を受けております。

○委員長（八尋一男君） いや、今のは駐車場からのことでしょうか。車を止めて、駐車場からこの船まで上がってくる動線。

課長。

○管理保全課長（中村昭治君） すみません。その部分についても、利用がしやすい形態になるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

これで質疑を打ち切ります。ありがとうございます。

所管課入替えのため、しばらく休憩をします。

休憩 午後 3 時17分

再開 午後 3 時18分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き所管事務報告でございます。

平嶋部長がお見えになりましたので、出席職員の紹介をいただいた上で、令和 7 年度筑紫野市生活環境安全連絡会についての報告をお願いします。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 朝からの委員会、お疲れさまでございます。環境課のほうから所管事務報告が 4 件ございますので、よろしくお願いします。

それでは、説明員の紹介をさせていただきます。

環境課長の益永でございます。

○環境課長（益永 晃君） 益永です。よろしくお願いします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 係長の中村でございます。

○環境保全・廃棄物担当係長（中村義弘君） 係長の中村です。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） よろしくお願いします。

○委員長（八尋一男君） それでは、報告をお願いします。

課長。

○環境課長（益永 晃君） それでは、環境課所管事務報告になります。

環境課の所管事務報告、四つ上がっております。まず一つ目、令和 7 年度筑紫野市生活環境保全連絡会について、二つ目、水質調査等の結果について、こちら平等寺地区、そして三つ目、ワンヘルス推進宣言について、四つ目、省エネエアコン購入助成についてでございます。順次、資料の 1 から説明をさせていただきます。

めぐりまして、次のページになりますけれども、右側の資料が筑紫野市生活環境保全連絡会のレジュメになっております。

開催日が令和 7 年 7 月 29 日、15 時から筑紫野市役所にて行っております。

次のページになりますけれども、筑紫野市生活環境保全連絡会の出席者の一覧になっております。福岡県が監視指導課、そして筑紫保健福祉環境事務所より環境指導課が参加をしております。本市においては、副市長、環境経済部長、そして環境課の職員、そして山神

水道企業団は工務課が出席をしております。オブザーバーとして、筑紫野市上下水道料金総務課、今回は係長が代理で出席をしております。また、上下水道工務課長、そして太宰府市、小郡市、基山町のそれぞれの関連課が参加をしているところでございます。

右のページが席次表になっております。

会議録でございます。次のページからとなっております。概要的に、必要な分について抜粋させていただいて説明とさせていただきたいと思います。順次、後ろのほうには資料がありますので、そちらについても、まず議事録から概要を説明させていただいて、その後に資料の説明をさせていただきたいと思います。

まず、筑紫野市からの挨拶として、平嶋副市長から挨拶をしているところでございます。内容については、一読いただけたらと思います。

福岡県の挨拶については、環境指導課長が挨拶をされております。

そして、次のページから産業廃棄物処分場問題についてということで、福岡県から説明がっております。

ページで言うところの4ページ、右のページになりますけれども、アンダーラインを引いているところでまとめさせていただいております。

産興処分場周辺の公共用水域、河川と民家井戸を測定していると。河川については4地点、民間井戸については3地点の計7地点を測定しております。産興場内の4地点における浸透水と放流水の水質を経年のグラフに示したものをこの場で示しております。また説明いたします。近年は基準値である黄色の線以下で推移をしているということです。

また、二期処分場のガスモニタリング結果については、5地点におけるガスモニタリングの硫化水素濃度の経年経過をグラフにしたものを示させていただいています。現在ほば出ない、出ても少量というような状況で推移しているということで報告がっております。

令和6年度の実績、受託廃棄物の関係になりますが、混合廃棄物、廃油、汚泥の3品目を搬出しているということです。累計は1万2,343立米、65.2トンの搬出となっておりますということで報告がありました。直近の6年度の12月の結果は530トン、こちらのほうが残っているというようなことで、令和5年度12月時点で560トンでありましたので、30トンの搬出がっているということで報告がっております。主に運ばれたものについては廃塗料、こちらが搬出されたということです。

そして、資料の中でも1年間の水質の検査結果を添付しておりまして、特段異常と見られるような数値がどの月も確認はされていないということで報告がっております。

そして、次のページになります。

アンダーラインのところ、ガスの測定結果についてでございますけれども、特段異常と見られているような数値は確認されておりませんということです。

そして、本市の水質検査の報告についてです。内容的には、前回のこちらの建設環境常任委員会の中で出しました1、2、3月の最新の三月分の検査結果を御説明させていただいておりますので、こちらについては省略をさせていただきます。

続きまして、6ページと書いてあるところですけども、山神水道企業団の水質検査結果報告でございます。こちらについてはダムの上流原水調査結果ということで、数値としては、前年、前々年度と比較しても安定した数値となっているということで報告がっております。

続きまして、次ページが処分場直下の簡易検査についての結果ですけど、こちらも特に大きく悪いところはないというようなことです。原水水質検査結果についても通常と比べて特に悪くなることはありませんと。また、山神ダムの原水と浄水の水道法の基準による検査項目についてですけども、原水については特に問題がないと。次に、浄水についても水道水の基準を全てクリアした安全な水となっておりますというようなことで報告をいただいております。

続きまして、その次、意見交換になっています。意見交換の中身は、前回の常任委員会の中で辻本委員から御質問があった中身について質問を行っております。

検査箇所②のSt-31(B)と⑦のSt-31(F)の欠測が数年続いているところで、この地点は第一処分場から流れ出る浸透水を測っている箇所であるというようなことですけれども、欠測となる原因について県の見解、また第一処分場から流れる浸透水を測る地点が他にあるのか聞いております。

また、二つ目でございますけれども、第2拡張部からのS-3、S-3'、S-4の地点が他の箇所と比べて数値が高くなっていること。これについて考えられる要因を県の見解として尋ねたところでございます。

県の回答といたしましては、その辺りの県が実施しているところ、地点がSt-12というところですけども、水量不足により欠測となっている状況にあると。St-12の箇所というのが第一処分場の水処理施設由来のオーバーフローして流れ込んだ水が流入をするというようなことも考えられていますけれども、時期によっては降雨量の関係で第一処分場水処理施設の水位が低くなったというような状況から放流が行われていないということ

があると。第一期処分場の浸透水の影響がある地点については、知見を持ち合わせてないので回答は控えるというようなことでした。

二つ目ですけれども、S-3、S-3'、そしてS-4について、第二拡張部の埋立地直下の水を採水していると。これらの地点のECについてですけども、各イオン項目は埋立物に含まれる塩化物、また金属の影響を受けているというふうに考えられるということです。例えば、各イオン項目を用いて作成したヘキサダイアグラム——八角形の形がいろんな成分によって大きく変わっていくんですけども、浸透水のものと似ている場合は浸透水の影響を受けている可能性が高いといった評価ができるというような考察でございました。これらの項目は基準が特に設定されるものではなくて、水の性質や傾向を把握するための参考として測定しているものでありますので、数値自体を評価の対象としていないというようなことで回答がありました。

最後に、筑紫野市から報告をさせていただいております。前回、常任委員会の中でもお話をさせていただいたところでございますけれども、今年の2月に3か所の井戸水の検査を行った報告、情報共有を行っております。

平等寺公民館、そして天心園、山神ダム上流河川の民家に御協力をいただきまして、3か所の井戸水のPFOS・PFOAの検査を行ったところでございます。検査結果としては、指針値が50ナノグラムに対して5ナノグラム以下というような検査結果が出てきたところで、この場で報告を申し上げます。

お互い集まってきていただいた方々にも情報を共有いたしまして、各団体ごとに対策を講じてまいりたいというようなことを申し上げまして、協力をお願いしたところでございます。

こちらが会議録の中身になっております。

次のページからが福岡県の資料になっております。

右側が第二処分場から見た第二拡張部の風景になっております。

次のページが産興処分場の第一期処分場から第二期拡張部の位置図になっております。

右側が水質及びガス調査の地点になっております。

めくって次のページが産興周辺の県が行っている水質調査の箇所になっております。

右側が浸透水及び放流水のCODの水質について、各箇所について、平成17年から令和7年3月までの検査結果を折れ線グラフで示しているところでございます。

次のページがガスモニタリングの結果、今までの経緯になっております。

右側が受託廃棄物の搬出の状況で、平成18年から令和6年度までの搬出内容になっております。

次のページが受託廃棄物の残量になります。令和6年12月現在になっているところで、議事録でありましたとおり、合計が530トンとなっているところでございます。

参考資料でございますが、こちらの9ページから24ページまでになりますけれども、年間のそれぞれの月分の水質検査の結果になっています。

そして、今お示しをしているものについては、ガスの調査結果が1年間分ついているところでございます。

続きまして、本市が水質検査を行った実施内容になっておりまして、説明としては1年間分ありますけれども、3月分だけ説明をさせていただいております。

続きまして、山神水道企業団の内容になってきます。

山神ダムについては、右側のダム上流水質監視体制ということで、月に1回、S t - 3、S t - 4、こちら赤い三角形の箇所については、月に1回、それぞれの外部委託によるもの、また企業団による検査を行っております。緑の丸についてでございますけれども、こちらについては毎日、目視によるもの、また電気伝導率の検査を行っているところでございます。

次のページがS t - 3、そして右側がS t - 4の毎月の調査地点の結果となっております。

左のページが、今お示しをさせていただいた処分場直下簡易検査の毎日行っているものの年報になっておりまして、右側が、毎日の数値の1年間分を上げているところでございます。

そして、左側が令和6年度の原水の水質の検査の1年間分の結果となっております。

そして、次が水道法等に基づく原水と、右側が浄水の水質検査、それぞれ39項目と51項目の水質検査を行っている検査結果となっています。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 生活環境保全連絡会の議事録の説明を最初にいただいたんですが、福岡県の挨拶の中で5行目ぐらいに、「さて山神ダム上流に位置しております

産興、それから村川組の処分場問題ですけれども」とあるんですけれども、この間、産興に関しては、この場で市の検査とか県の検査の部分を伺っているんですけど、村川組に関して、県は処分場問題を問題だと捉えているんですけど、村川組に関しての報告がほとんどないんですよね。最近、県に関わる方から聞いたら、村川組で今何か改善措置のようなことに取り組んでいるけれども開示請求してもなかなか出してもらえないんだというところで、何か話知らないかって聞かれて、反対に、今のところ筑紫野市議会では村川組に関しては何も報告がないということをお答えしたんですけれども、執行部のほうで、村川組のことについて県が今どのようなことに取り組んでいるか、あるいは村川組の現状についてどれぐらい市として把握しているかということをお尋ねしたいんですけど。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 村川組の関係というよりも、周辺の水質検査を行っているときに、村川組と特定をして何か特別な取組があっているかというのと、そういった事項については県のほうからは報告を受けておりません。検査結果は継続して行っていくところではありますけれども、多分11月頃にまた事務レベルでの事務会議、協議もありますので、その中で提示をしながら、県の方向性というか、お示しをさせていただくのもよろしいんじゃないかなと思っております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） ありがとうございます。11月にそういう機会があるんでしたら。このところ、何というか、熱帯性みたいな雨、かなり激しい雨が降ったりするので、数年前に村川組というのは一旦その雨で崩落事故があっているんですね。そういうことも考えて、雨による土砂崩れのようなものが村川組で起こらないとも限らないので、それを未然に防ぐための何か工事をするような話だったのかなと思っていたので、できたら村川組に対して今、県がどのようなことをしようとしているのかをお尋ねいただいたらありがたいです。

それと、今、村川組に限定はしていないけど、あの周辺の水質調査をしているのであれば、それはここにも報告していただけたら。どの辺りでされているのか。あそこは分水嶺になっていて、ちょうど村川組の、天心園を行き過ぎたところから水が基山のほうに流れていくんですよね。そういう意味では、基山の方も実は村川組に雨が降って、その浸透水が基山のほうに流れていくことで非常に関心が高いと思うので、その辺の数値が分かれば、

ここにも出していただけたら。基山の方とも情報を共有してですね、お示しいただけたらありがたい。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 了解いたしました。内容について整理して、また事務協議の中で意見交換をしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（八尋一男君） よろしくをお願いします。

ほかにありませんか。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） この報告のことについて云々は私控えたいと思うんですけど、以前、1年半前でしたっけ、みんなで視察に現場に行ったんですけど、そのときに大きなイノシシがですね。私、2頭、あのとき見たんですよ。ということは、結構あそこら辺で繁殖しているんじゃないかなと思っているんですね。今、辻本委員が言われた山を越えると基山になっていて、すごく影響を及ぼしかねないのかなって思っています。だから、何が言いたいかというと、イノシシの影響が出始めているんじゃないかなというふうに思っているのも、もし今度の会議あたりでも一言イノシシについても、言及じゃないですけど、言ってもらったらいいいのかなと思っています。

○委員長（八尋一男君） 内容がよう分からんんですけど、イノシシが土を掘りくり返すから問題ということですか。

○委員（宮崎吉弘君） いやいや、繁殖して、たくさん繁殖すると周りの農家とかにも影響するんじゃないかなと思っているんですね。分かりますか。

○委員（辻本美恵子君） 処分場内で。

○委員（宮崎吉弘君） 処分場内で相当数イノシシがいるんじゃないかと。

○委員長（八尋一男君） それは県あずかり知らんところって言うんじゃないですか。

○委員（宮崎吉弘君） いやいや、県は知らないでしょうけど、一応そういう現状がありますということを言ってもらう……。

○委員長（八尋一男君） 私が回答すべきじゃないから、課長からお願いします。

○環境課長（益永 晃君） 宮崎委員にお答えいたします。

実は水質検査をやるときに、もう業者にすぐ投げているわけじゃなくて、やっぱり繁茂の状態もありますので、職員が事前にその環境を見ているんですけど、やっぱり怖いんですよ、1人で行ったりもするときもあるので。なので、気をつけることしかできないと

は思うんですけども、例えば我々も複数で行くとかしてないと、もしけがをして……。万一あってですね。やっぱり山奥まで入っていかないといけないところもあるんですよ。ですので、そういったところは注意していきたいなというふうには、情報共有はしていこうと思っています。ありがとうございます。

○委員長（八尋一男君） 副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） この８ページのところで、市から県に対してPFOSの井戸水の検査結果について言っていると思うんですよ。PFOS・PFOAの件ですね。要は、これは環境省が来年の４月から監視項目から水質基準に引き上げることに決めたと思うんですよ。その中で、水質基準は水道法に基づいて安全なのかとか、そういうのをチェックしていくということになると思うんですけども、来年からは山神ダムにつながっているわけですから、この件についても水質検査が必要になってくるんじゃないかということが議題に上がってくるんじゃないかなと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 詳しく言うと、水道——浄水においては令和８年からPFOS・PFOAについても要監視項目から実際に、水道法で言う基準に格上げされるというようなことです。山神水道企業団に聞いたところ、もう年に２回実際行っているというように、この内容も情報共有して行っていこうと思っております。この数字が万一悪化するようなことになれば、またその辺りも県と話をしながら対応を取っていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 前も、あそこの産廃場たいな、それからPFOSのとき調べてもろうてその後どのようになったのかなと思って。今のに関連してね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 実際に井戸水の調査、実際に高ければ説明会等を開くような形になったところではございますので、その、飲料水になる、ここで言うと８ページの下の方になりますけれども、３か所の井戸のほうを調べております。一つが平等寺公民館、そして天心園、そして、山神ダムの上流になりますけれども、民家の御協力をいただきまして、こちらの井戸水の検査を行ったところ、５ナノグラムという指針値を下回る数字でありましたので、飲料水に適しているというか、PFOS・PFOAとしては安全とい

うか、飲めますよというふうなことで検査結果の報告をさせていただいたことを、この保全連絡会の中で情報共有したところでございます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） だから、井戸水はよかったかもしれんけど、現実問題として出とったんよ。PFOSたい。

○環境課長（益永 晃君） 休憩よろしいですか。

○委員長（八尋一男君） 休憩いたします。

休憩 午後 3 時46分

再開 午後 3 時48分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○環境課長（益永 晃君） 先ほど申し上げましたとおり、三つの井戸水について検査を行っておりまして、その内容については、検査結果5ナノグラム以下というようにことで、保全連絡会の中で情報を共有しているところでございます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかに。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 8ページの上の部分、益永課長が発言されている前の福岡県の吉武主任技師が中村係長の質問に対してお答えいただいている部分ですね。右のページに行って、「これらの地点のECや各イオン項目は、埋立物に含まれる塩化物や金属等の影響を受けているというふうに考えられます」と言っているのは、あそこは安定型処分場だということを抜きにして、あそこにはそういったものが埋まっているんだということを認めているというふうに発言されているので、驚いたんですけども。

そのことを置いておいて、そういうものがあるんだということを県も認識しているということがよく分かったということと、その下に、各イオン項目を用いて作成したヘキサダイアグラムと。これが浸透水のものと似ている場合は、ここが浸透水の影響を受けている可能性が高いといった評価ができるというやり方が分かっているのに、それをしていただ

けないのかということですね。

例えば、ここの処分場から出ていっている水が、処分場内の中の浸透水と比べれば、それが出てきているということがこのヘキサダイアグラムを作ったら分かるということを言っているのに、それをして証明しようとはしていないというところが、どういうことなのか。これは例えば市のほうでできないのか、数値はあるからできないのかということが一つと、それは「数値自体を評価の対象としておりません」って最後に言っているから、県はやらないだろうと。であれば市で、このダイアグラムを一度作ってみてもいいんじゃないかなと思うんですね。数値としてはもうやられているわけだから。だから、グラフに作るだけの話なので、そういったことは市では考えられませんか。やってみて、処分場内で取った水と処分場外で出ている水と比較したら、これは明らかに処分場の水が出てきているということが、それを作れば分かるんだけどもって書いてあるのに、県はやらない。じゃあ、それを代わりに市でやれるかどうかというのは御検討いただけないですか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） その性質的なものと浸透水からの影響があるというようなことで、影響しているというのがいいのか悪いのかというのは、私のほうでは判断しかねるところがあるので、すみませんが、そこも含めて……。市で行うという考えはありませんでしたけれども、その状況をどう捉えるべきなのか、また、どういう措置ができるのかとかいうのは、県のほうに相談をさせていただくというようなことで。市のほうでやるというような考えは今のところありませんでしたけれども、相談しながら、どういうふうにしてその結果が導かれるのかというのは考えさせていただけたらなと思っています。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 山神浄水場の水を、きれいな水やけんで配ったりしよったやない、前。あれはまだやりよると。くれと言うたら、もらえとかな。

○委員長（八尋一男君） 部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 何年か前まで、500ミリのペットボトルに入れて配ったりとかしていたんですが、今は山神のほうではやってないです。新しくまたそれを作りますという情報うちのほうに入ってきてないので。私の部屋へ来てもらったら前のが残っているんですけど、昔は作っていたというのがあります。

○委員長（八尋一男君） ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

大分たってきましたね。何か事務局は僕の顔見て……。

取りあえず、ありがとうございました。

次に移る前に少し休憩をいたします。

休憩 午後 3 時55分

再開 午後 4 時05分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本題に入ります前に、ここで委員会の会議時間の延長についてお諮りをいたします。

委員会の審査のため、あらかじめ会議時間の延長を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。

それでは、引き続き所管事務報告に入ります。

水質調査の結果について、執行部から説明をお願いします。

課長。すみません、要点だけでお願いします。

○環境課長（益永 晃君） 分かりました。

それでは、先ほどお示しをしました資料の2になります。

今回の水質検査についてですけれども、最新のものが4月から6月までの三月分となっております。

水質検査箇所図については、毎月の分と2月、5月の年に2回の分をお示しさせていただいております。

水質検査でございますけれども、各法律において環境基準等決まっておるところでございます。その他専門用語等、こちらにお示しをしておりますので御一読をいただけたらと思っております。

続きまして、右のページになりますけれども、毎月行っている検査、4月分、5月分、6月分の検査結果となっております。指針値等に上回るものについては、黄色いマーカーを

つけさせていただいているところでございます。4月であれば、全マンガン、0.2ミリグラム／リットルに対して、S t -11が0.30ミリグラム／リットル、ウランについては、0.002ミリグラム／リットルに対し、S t -12が0.0030、またはS t -11についてが0.0026と、以上のように黄色で標示しているところが指針値を超えているところでございます。

なお、BODについては、5月と6月にS t -11について黄色いマーカーがついており基準値を上回っているところでございますけれども、こちらについてはアシルチオ尿素を施しまして正確な数字を出したところ、3または0.8ミリグラム／リットルの数字が示されているところでございます。

続きまして次のページになりますが、5月と2月に行っている年2回の正式にそれぞれの法律に基づいた検査結果になっているところでございます。左から、項目、それぞれの法律の基準、そして単位、そして①から⑥、そしてA対照点の検査結果を5月分のみ掲載をしております。こちらについて、②と④については欠測というようなことでお示しができておりません。概要的に言いますと、それぞれの検査結果に基づき、以上の数字が見当たらなかったというようなことで報告をさせていただきます。

続きまして、福岡県の水質検査になります。

水質検査箇所図、場外及び水質・ガスモニタリング地点については場内の部分を図でお示しをさせていただいております。

次のページになりますが、産興場内のCOD、場外のCODの平成17年からの分を折れ線グラフ化しているところでございます。

そして右側のページが場内のCOD、直近5か年分の数字を書いております、維持管理基準の40ミリグラム／リットルを下回っているところでございます。

続きまして、産興場外のCODでございますが、それぞれの地点の分の直近5年間分をお示しさせていただいております。

そして、BODでございますが、場内と場外の平成17年度以降の折れ線グラフをお示ししております。

そして、こちらが産興場内のBOD、直近5か年分で、令和7年度以降の検査については、廃止基準の20ミリグラム／リットル以下です。

また、右側、産興場外のBOD、直近5か年分については、令和7年度以降、上げ幅があるところですが、これは硝化反応を抑えて、赤く丸ボツが令和7年度以降、右側にグラフの数字があるところでございます。

そして、次のページが平成17年からの硫化水素結果及び場内の硫化物調査結果となっているところでございます。

そして、次のページからが県から頂いた資料をつけさせていただいております。

そして、今お示しをさせていただいていた右側については、産興処分場のボーリング孔発生ガス調査結果、4、5、6月分をお示しさせていただいております。

なお、前回も宮崎委員から、受託廃棄物の数値自体がなかなか数字が上がってないんじゃないのかというようなことでした。事務局の中でのお話を説明させていただきますけれども、県のほうから右側のような受託廃棄物の搬出状況が来ておりまして、これが月分であるのを分かりやすく、うちのほうが数字をそれぞれで示しているところでございます。

また、次のページが、本来県から来ている受託廃棄物の残量ということで、これを歴代の環境課の所管課のほうで数字を、例えばマニフェストの分を立米で直したりトンで直したりというようなことで、数字をつくっていたと言ったら語弊がありますけれども、分かりやすくした背景がありますけれども、どうしてもやっぱり県の数字自体を動かすというかですね、折れ線グラフを見やすくするためには、その数値を入れれば上げ下げできるんですけど、数値自体もう県のほうがこういった形でしか出してないので、我々としてもこの数字に触るわけにはいかないだろうというような結果でございますので、今後は県の出してきたものを御提示させていただきたいというところでございます。

なお、今回、4、5、6月については受託廃棄物の搬出がなかったということで報告をいただいていることを申し添えておきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、1件のみ質問を受けたいと思いますが、どなたか。いいですか、辻本さん。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、ワンヘルス宣言について、執行部から説明をお願いします。

課長。

○環境課長（益永 晃君） それでは、資料の3になります。ワンヘルス宣言でございます。

ワンヘルス宣言についてということで、地球規模での気候変動や新型コロナウイルス感

感染症をはじめとする人獣共通感染症のリスク、また、生物多様性の損失といった課題に直面している今日、これらの解決にはワンヘルスの視点から統合的に取り組むことが求められているところでございます。

本市においては、令和7年3月に第三次筑紫野市環境基本計画を見直しまして、今後、本計画に基づき、豊かな自然と生物多様性の保全に努めていくとともに、福岡県の提唱するワンヘルスの理念に賛同いたしまして、ワンヘルス推進宣言を、10月1日を予定しておりますが、表明していきたいと思っております。

こちらの宣言内容については、ホームページ、SNS等を通じて周知してまいりたいと思います。

そして、宣言文の案が次のページになります。読み上げて報告とさせていただきます。

筑紫野市ワンヘルス推進宣言。

緑豊かな自然、豊富な歴史と文化が息づく本市において、私たちはこれまでも良好な生活環境の形成、多様な生物の保全、そして市民の健康増進に努めてまいりました。

しかし、地球規模での気候変動、新型コロナウイルス感染症をはじめとする人獣共通感染症のリスク、生物多様性の損失といった課題に直面する今日、これらの取組を個別のものとして捉えるのではなく、「人と動物の健康と環境の健全性を一つ」と捉え、これらを一体的に守ろうというワンヘルスの視点から、統合的に推進していくことが求められています。

福岡県では、全国に先駆けて令和3年1月に「福岡ワンヘルス推進基本条例」が公布、施行され、さらに令和4年3月には、その理念を具体化するための「福岡県ワンヘルス推進行動計画」を策定し、ワンヘルスの実践を推進しています。

筑紫野市は、福岡県の取組に賛同し、「ワンヘルス」の理念に基づき、全ての市民が心豊かに暮らせる持続可能な社会の現実を目指し、ワンヘルスを推進することをここに宣言します。

令和7年10月1日。筑紫野市長、平井一三。

というようなことで報告をさせていただきます。以上でございます。

○委員長（八尋一男君）　ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君）　このワンヘルス推進の宣言は、どこからか要請あったわけですか

ね。要請というか、県から要請があったとか、他市町もその要請に合わせてやっているとか。流れをお願いします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） こうした、何ていうんですかね、ワンヘルスという言葉自体が福岡県から発せられた運動でございまして、県下、今のところ45自治体ほど宣言をしているということは聞いております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 福岡県のほうで予算づけがあって、去年やったかな、おとしやったかな、インタビューを県民にやっていましたけど、このワンヘルス宣言をすることによって、どういった費用とかいろいろなものが発生するのでしょうか。それを伺いたいと思います。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 推進宣言を検討するに当たりまして、他市の動向とか、もちろん福岡県のほうでも研修会とかありましたけれども、今のところ自治体の有志を集めて、今後ワンヘルスについて協議をしてみたいというようなことで、何か具現化したもの、県のほうではセンターを建てたりはしているんですけども、自治体向けに先進事例の報告とか、そういったところもありませんでした。我々としては、このワンヘルスという言葉自体がまだまだ浸透しておりませんので、所管としてはこの「ワンヘルス」という言葉を啓発、周知をしていきながら、他の自治体で取組も行われているのであれば、その中身についてとか県のほうから御指導いただきながら、より一層この活動が推進できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司泰一君） 市議会からも会派代表質問とかでも出てなかったですかね、ワンヘルス推進については。どうですか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 赤司祥一議員のほうから、うろ覚えなんですけど、宣言するのかということと、ワンヘルスを行うに当たって今後どういう取組を行っていくかというような中身だったと記憶はしています。

私たちの回答としては、既存事業でもワンヘルスに関わる事業というのは、環境保全であったり、多様性の話であったり、そういうことになる和我々の環境課に属する業務だけではなく、例えば人獣共通感染症の関係であれば健康推進課であったり、関連するところもありますので、そういった既存事業自体の取組をまずワンヘルスとして一体的に捉えるのもありなんじゃないかなというような答弁をした記憶はございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） だから、そのワンヘルスで、今言ったように周知してないって話やけん、やっぱりそういう学習会とか、どのような形で進めているのか。ワンヘルスっていうのは何って、そんな感じと思うよ。議員は知っている人は、漠然と分かるけど、じゃあ具体的に何をどうするのかというのは、僕の場合はまだきちっと把握していませんけど。そこら辺りの勉強会とか、どのようなシステムでやっていくのかなというのは聞きたいな。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） もちろん所管課としましても、ワンヘルスで何か大きな一つの新規事業ができるとは考えにくいところもありますので、県の情報を聞きながら、一つとしては、既存事業のこういうのはワンヘルスですよというような取組で、ああ、こういうことがこういう運動につながっていくんだなというようなところは持っていただきたいなと思いますので、いわゆるデコ活とか省エネとか、一つのキーワードでその運動が直感できるように啓発はしてまいりたいとまずは思っております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 似たようなことかも分かりませんが、この10月1日の宣言する日に合わせて、市の広報なり何かで、既存の事業を生かした形で、今言われたように、これがワンヘルスの考え方、理念に一致するような取組なんですよということを広報に集めて、これが、うちの市が取り組むワンヘルスなんだということで、それぐらいの広報の仕方をする、あるいは、今言われたような市民向けの学習会、講演会をやるとか。この10月1日に向けて何か、10月1日起点でもいいから、何かこういうことを考えていますということが具体的にあればいいのかなと思うんですけど。ホームページとかSNSを通じ周知してまいりますと言うからには、何か具体的な取組が、ロードマップじゃないけれども、あるんじゃないかなと思っていただけれども、それはないですかね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 既存の事業でも、例えば野鳥観察会とか星空観察会とか、その都度、市民と接しながら学んでいく機会というのが、我々もそうですし、ほかの所管課のほうもあると思いますので、そういったことがあるたびに啓発はできるかなと思っておりまゝす。そういったことも、これがワンヘルスにつながっているんだなというようなことを学ぶ機会を、SNSだけではなくて市民と直接接しながら、学ぶ機会を求めていけるんじゃないかなというような進み方をまず自治体としてはしていきたいと思っています。

あとは県のほうとも、やっぱりワンヘルス自体、発信元が福岡県ですので、しっかりとその辺りの取組も一緒に連携しながらやってまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 田中委員の質問を最後にします。

○委員（田中 允君） 結局この取組たいな、小学校とか中学校とか学校の中でも取り入れて指導していくような形であるわけですか。もう子供のときから教育していこうとか、そういう流れは。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） どちらの自治体かは記憶はしておりませんが、県のワンヘルス推進課みたいなのところがあって、そういった県の職員がワンヘルスってこういうことだよということで、学校へ出張して講座を開いたとかも事例はありますので、我々のほうも。あとは、副読本というのを一応小学校4年生を対象に今年度も作る予定にはしていますけれども、その中にワンヘルスの言葉というのはどうしても、共生のお話とか自然のお話とか、やっぱりそれぞれの分野の中でもありますので、その中でまたワンヘルスというキーワードをつけながら、学びの材料、教材にさせていただけたらと思っておるところでございます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 以上で質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、筑紫野市省エネエアコン購入の助成事業について、執行部から説明をお願いします。

課長。

○環境課長（益永 晃君） それでは、所管事務報告の四つ目になります。お示ししてあるところに導入、省エネエアコン購入助成の概要を書かせていただいております。

事業の内容については、家庭の熱中症対策として、エアコンの購入費に対し最大3万円を助成するということです。

助成の対象でございますが、最新の目標年度で多段階評価というのがありまして、右側の省エネラベルですけれども、こちらが2つ星以上の取付型の新品かつ未使用のエアコンであり、市内の住宅に省エネエアコンを、筑紫野市内の店舗において、令和7年6月24日から令和8年2月27日までに購入し設置した人であり、購入日時点で筑紫野市に住民登録がある人、市税の滞納がないことというものを助成の対象とさせていただいております。

助成額でございますけれども、星三つの場合が3万円、そして3未満の場合については2万円というようなことにしております。

予算額の内訳でございますけれども、助成額1,080万円、3万円を上限に360人の予算を御提案させていただきました。印刷製本費18万円、そして人件費58万8,000円、合わせて1,156万8,000円となっております。

交付決定数と交付決定額についてでございます。交付決定数は525件、そして交付額は1,139万円となっております。

右側のページになりますけれども、申請して交付決定をした額、そして助成額、そして累計金額、そして予算残額となっております。申請を受け付けたのが7月24日の木曜日でありまして、ここで見ると8月1日金曜日に、一番右側の欄に予算残額があるんですけども82万円でございます。8月4日の日に65件の申請があり、申請の金額自体が141万円と、82万円以上に達したところでありましたので、8月4日で申込みのほうを締め切らせていただき、残額が59万円不足をしていたところでございますので、所管の環境課の予算内で補填をいたしまして、助成の件数が525件、そして助成の金額が1,139万円となったところでございます。

以上、報告を終わります。

○委員長（八尋一男君）　ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方ありませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君）　1点質問いたします。525件で決定、もう打ち切られてありますけれども、やっぱり設置が条件となっておりますので、この期間に間に合わなかったという方がたくさんいらっしゃると思いますが、補正とかの考えはありませんでしょうか。

○委員長（八尋一男君）　課長。

○環境課長（益永 晃君） 物価高騰対策の補助事業でありまして、その中で一つお仕事ができたらと思って手を挙げさせていただいたんですけども、今後の助成についてはまだ未定でございますし、考えておりません。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司泰一君） この件について、今、檜木委員言われた関連ですが、うちの会派でもかなり問題というか、今日代理じゃないけど言わせてもらうんですけど、これは物すごくいい制度で、もう本当にこれからもこれを継続してできないだろうかという要望の話なんですけど。ただ、今検討中という、今後新しくまたするかどうかつちゅうのも検討中という話なんやけど、これ問題やったのは、設置の問題で、やっぱり、何ですかね、これは何て書いとったかな、結局対象者から外れた方がおったと。せっかくいい制度だもんで、結局申請が遅くなったりして補助金の対象にならないという、やっぱり不満の声があったということでした。わがままな話かもしれんけど、もしまた新制度でから、またこの補助金をするのであれば、もしよかったら、補助金の対象となる申請を、例えば8月だったら11月まで延ばしてもらったり、そういう期間とかも今度考慮して。できるだけそういうせっかく利用していただける中で、やっぱり筑紫野市はいい事業しとるということなんで、そういうのも今後またぜひやってほしいなと思うんです、これ。

要望というか思いも含めて、そういうのも今後検討していただければなというふうに思いますので、ぜひ御一考いただければと思っております。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） ありがとうございます。以前、エアコンに限らず省エネ家電の買換えというようなことでさせていただいたのが1月から3月の間で申請を持っておりまして、今回初めて夏場での申請になっておりました。金額も結構高い金額で行いましたが、初日が見てのとおり191件申請が来ておるとい、予想以上に入ったようなところもありまして、もうお叱りも受けました。

やっぱりルール上、補助として出すと、やっぱり設置までしないと、キャンセルで補助がもらえとか、転売してもらえとか、そういったところの抜け穴も考えないといけないので、どうしてもやっぱり設置が条件となっている関係もありましたので、議会補正予算が決定いたしました6月24日からというところを範囲として、精いっぱいその線引きを緩くやったつもりではあったんですけども、やっぱりそれ以上に、どうしても夏の暑い時

期に設置までとなると業者さんのほうも手が回らないというような事情も重々ありましたので、丁寧に、それに該当しないところはお断りをさせていただいたところではあります。またこういった経験ができるのであれば、そういったところも配慮して行っていける中身を、所管課の中では反省をし、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかの委員も同じ思いだと思いますので、ぜひとも酌み取っていただいて検討をお願いいたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

○環境課長（益永 晃君） ありがとうございました。

○委員長（八尋一男君） これで環境課の分は終わりましたね。

しばらく休憩をいたします。

休憩 午後4時32分

再開 午後4時33分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これからは所管事務調査に入ります。

まず、部長より出席職員の紹介をお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 説明員が入れ替わりましたので紹介させていただきます。
課長の松永でございます。

○農政課長（松永崇臣君） お疲れさまです。農政課長兼農業委員会事務局長の松永でございます。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 農政担当係長の渕崎でございます。

○農政担当係長（渕崎雄貴君） 農政担当の渕崎です。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 農業委員会事務局農地担当係長の黒屋でございます。

○農地担当係長（黒屋和孝君） 黒屋でございます。農業委員会事務局の係長をしております黒屋です。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） お願いします。

それでは、所管事務調査、盛土により周辺農地へ悪影響が指摘されている農地に対しての指導状況について、説明をお願いいたします。

課長。

○農政課長（松永崇臣君） それでは、所管事務調査、盛土により周辺農地へ悪影響が指摘されている農地に対しての指導状況について、御説明をいたします。

資料の２ページを御覧ください。

まず、農地の所在等の状況についてですが、西小田94番の１と西小田1021番の１になります。地目につきましては、西小田94の１が地目、田、面積528平米の農地区分は農用地になります。次に、西小田1021番地の１は地目、畑、面積1,798平米、農地区分は農用地となります。

３ページを御覧ください。位置図になります。

西小田94－１につきましては、図面下側の馬市公民館がありますけども、そちらの南側の集落に隣接する位置にある農地となります。次に、西小田1021－１につきましては、図面左上側、宝満川がありますけども、河川沿いに隣接する位置にある農地となります。

４ページを御覧ください。西小田94－１の農地の現状の状態になります。５ページは西小田1021の農地の現在の状態になります。どちらの農地につきましても、現地は土が盛られておりまして、草木が生い茂っている状態となっております。そのため、法的見解といたしましては、当該地は、農地を許可なく盛土をしており、耕作不可能な状態であることから、農地法第４条違反、つまり無許可転用に当たります。また、違反転用に対する措置としましては、農地法第51条に基づき原状回復等の是正指導を行うこととなります。

６ページを御覧ください。６ページは、農地法第４条と51条の条文を抜粋して添付しておりますので、御参照ください。

続きまして、７ページを御覧ください。違反転用に対する措置について、一般的な対応の流れを示したフロー図となります。

違反転用行為として、上段の四角の括弧の中に五つの行為が記載されておりますけども、今回の事案につきましては一番上の、許可を受けずに農地を転用することに該当する違反行為となります。

下のフロー図を御覧ください。色が緑色の部分、こちらにつきましては農業委員会が対応する流れ、水色の部分は、都道府県が対応する流れとなっております。まず、違反転用を発見した場合は、農業委員会といたしましては、事案の調査、そして都道府県へ報告を

行い、農地所有者に対して口頭及び文書による是正指導を行いますけども、原状回復命令や罰則などの行政処分は都道府県知事が処分を行う流れとなっております。

8 ページを御覧ください。農地所有者に対するこれまでの経過につきまして、残っている記録からまとめております。

まず、平成2年に現在の所有者に所有権移転が許可されましたけども、西小田1021－1の農地におきましては、翌年の平成3年に不法な投棄が確認されております。これを受けて、記録上は平成8年頃まで土地所有者へ指導を行っております。

しばらく間が空きまして平成18年に、農地の改善が見られないために、西小田1021－1の違反転用箇所への対応につきまして、県と市の関係部署が複数回にわたり協議を行っております。この協議の結果、各所管が所有者に対して個別に指導を行い、多方面から圧力をかけていくということで協議が終わっております。

間が空きまして、次が令和2年に飛びます。今度は西小田94－1の農地につきまして、土砂置場になっているという通報がございまして、このときは工事施工業者に口頭及び文書による是正指導を行っております。

9 ページを御覧ください。

令和5年に、西小田1021－1の農地でごみが焼却されているという地元からの通報を受けまして、現地確認を行うとともに環境課とも情報を共有し、県へ通報を行っておるところでございます。近年につきましては、令和6年の11月以降、農地所有者本人が農地の転用相談に来庁されておりますけども、そもそも違反転用であるということで、過去の経緯も含め本人に農地の復旧をするよう口頭で指導を行っております。その後も複数回にわたり、所有者本人、または不動産業者から転用相談が続いておりましたので、令和7年1月に農地の原状回復をするよう文書による是正指導を行っているところでございます。また、8月には農地を適切に管理するよう文書での指導を行っておりますが、現在まで所有者本人からの連絡はない状態でございます。

最初の2ページにお戻りください。

今後の方針としましては、当該農地が違反転用の状態であることから、直接的な行政処分の権限を持ちます福岡県と連携をいたしまして、農地所有者に対し農地の原状回復等を求める是正指導を口頭及び文書において引き続き実施していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長（八尋一男君）　ありがとうございました。

ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） お疲れさまです。丁寧な説明ありがとうございました。

まず事実の確認でございますが、8ページと9ページにこれまでの経過が載っております。西小田1021-1、平成3年8月頃、不法な投棄がされたというふうになっておりますが、これで間違いありませんか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 我々の記録上は、平成3年8月に職員が初めて不法投棄の確認をしたというところで残っております。

○委員長（八尋一男君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） それであれば、私の記憶と村の長老の方々の記憶によると、昭和60年頃から不法投棄がなされておるじゃないかといったことがありまして、ずれがございますので、今確認したところでございます。我々は地元として、60年頃からなされておったというものがありますので、一応指摘をさせていただきたいと思っております。

まず、今の土地の持ち主が不法投棄なされたということで、とにかく不法投棄をする人が一番悪いとですたいね、もうはっきり言うて、違反転用をするような、不法投棄をする人が一番悪い。そして、ここの田んぼが周りにも迷惑、良好な農業の経営にも悪影響を与えておるということで、捨てた人が一番悪いということではっきりしているところでございますけども、やっぱりこれを是正するという事になってくると行政が動かなければならないということで、本日の所管事務調査になったところでございます。

それで、平成18年に関係機関で協議をされてございます。県は、福岡農林事務所、筑紫保健所、那珂土木事務所、市が農業委員会、リサイクル推進課で協議をされてございまして、対策会議のようなものをされたんじゃないかなというふうに思いますし、事の重大さを認識されての動きだと思っておりますけれども、その後、18年から約20年間、今たっておりますが、その間に口頭の指導とか是正指導を行っておるけれども改善がなされていないということであれば、やっぱりこのような連携会議というのでまた集まって、是正が進んでないけれどもどうしようかと、もう一段アクセルを上げて、県と市で強制的な、もっと強力な措置を取っていかんといかんのではないかなといった継続した会議が必要だと思っておりますよね。それがなされていないというのが非常に残念でなりません。その見解を一つお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 特に西小田1021－1番地につきましては、かなり以前から、もう何十年も前から不法投棄をされて、現状に至っているというのは確かにございます。我々としましても県のほうに強めの行政処分、そういうことができないかということで今要請を、お願いをしているところでございます。

また、今後、農政課だけ、農政関係だけじゃなく、今度は環境課、不法投棄——実際掘ってくるとごみが出てくる状態になりますので、そこを含めて、今言われましたとおり、関係部署と福岡県を巻き込んだ形で、今後どういった強い指導ができるのかというところを協議できたらなと思っております。

一応県のほうには今回の案件につきまして、やっぱり地元でも問題になっているというところと、今回こういうふうに所管事務調査で議会のほうでも問題視されているということは、我々としては強めに伝えておりますので、何かしら動きはあるかとは思いますが。その辺り我々としても県とも連携して、定期的にやっぱり所有者に対しては粘り強く地道に圧力をかけていく必要があると思っておりますので、そういったことはしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） もう少し、二つぐらいで終わります。

それで、今、課長さんのほうから非常に心強い、決意に似たようなお言葉をいただいております。頼もしく思っているところでございます。そういった中で、やっぱりもう20年間言うことを聞かない所有者がいらっしゃる、そして、新たにその所有者が持つておる別の94－1でまた新たに不法の埋立て、盛土が行われておる。これは非常に大きなポイントだというふうに思います。このときに、やっぱり警察への告発とか、一つアクションを起こすべきじゃなかったかなというふうに思いますけれども、もう告発の期間の3年間は過ぎておりますので、これは無理であるというふうに思います。

それに引き続きまして、令和5年の8月に「地元から通報（ごみ焼却）を受け、現地確認を行い」と書いてありますけれども、ここの1021の上に、ほぼトラック1杯分ぐらいの建築資材、主にベニアでございましたけれども、これが放棄をされてございます。私もすぐに見に行きました。そして、2日後ぐらいの夜間に焼却がされております。何者かが燃やし

ておるということでございました。そういった二つの事件を県と市のほうで現場確認をされてございます。

2回目のチャンスがこの不法投棄ではないかなというふうに思います。告発とか処分するに当たっての動きを取ることに2回目のチャンスが、この令和5年だというふうに思います。これは、まだ告発の3年間の期間の中でございますので、さっき松永課長がおっしゃったように、これから何かできるのではないかとこの検討の中の一つに加えていただきたいということをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 今言われたことについては県のほうにも重々伝えて、検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） どうもありがとうございます。

それで、最後でございます。今後の方針について、最後に記載されてございますように「口頭及び文書にて引き続き実施します」ということで、先ほどの措置を取って考えていただくということでございますけども、農林水産省が、全国でやはりこのような同じような土地、不法投棄がやっぱりいろいろと問題になっておりまして、これを県と農業委員会が共同で、スクラム、戦線を組んでいろんな手法を使って解決したという事案がウェブの中で公開をされてございます。

ここの中には、市の中の課税部門あたりと協議をして、農地から雑種地へと現況課税とするようなことで課税額を一旦上げて、そして強制的に農地に戻すとか、そういった成功事例が幾つも載っておりますので、並行してこういったことも検討していただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 今、解消事例のほうも、我々としてもこういう事例があるというのは認識しております。課税評価についても、期間が短かったんですけど税務課とも少し打合せはしております。税務課としても、要は現況課税ということで課税をしていくということになるようですので、その辺の情報は税務課に状況を説明いたしまして、また税務課と調整というか協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 最後には私からですけど、これは何らかの動きがあるまで、ずっとこの委員会で追うようにしていきますから。この場で過ぎることじゃありません。3か月から半年ごとに報告を受けますので、報告がなければ所管事務調査をします。今の話を聞けば、知事の方針回復、行政代執行ができてもおかしくないんじゃないかというふうなことも私は思いますので、ぜひとも具体的なアクションを期待したいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、次の所管事務調査に入ります。

ふれあい農園の貸付け状況について、報告をお願いします。

課長。

○農政課長（松永崇臣君） それでは、所管事務調査、ふれあい農園の貸付け状況について御説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。

ふれあい農園（市民農園）と言いますが、状況についてでございます。

まず、市民農園とは、農業者以外の方がレクリエーションや自家用野菜の生産などを目的に、小面積の農地を利用して、野菜や花などを栽培するための農園でございます。自然に触れ合い、農業への理解を深めてもらうため、市民に現在農園の貸付けを行っております。

市が運営しております市民農園につきましては、手続の違いにより二つの方法で開設しております。

まず一つ目の①でございますけれども、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、市内の農地を市が借り受けまして、市民に貸付けを行っているものでございます。市内には4か所ございまして、表にありますとおり、上から立明寺ふれあい農園が16区画、常松ふれあい農園が29区画、上古賀ふれあい農園が28区画、永岡ふれあい農園が20区画の合計93区画となります。農地の借地料につきましては、1区画33平米当たり月350円で借り上げています。貸付期間につきましては、令和6年4月1日から令和8年11月30日までの32か月でございます。貸付賃料は、1区画当たり月500円で、1人1区画まで貸付けをしております。

二つ目の②につきましては、市民農園整備促進法に基づき、市が設置した市民農園を貸し付けるものでございます。市内には1か所ございまして、香園ふれあい農園の25区画となります。貸付期間につきましては、令和6年4月1日から令和8年11月30日までの26か

月でございます。12月から2月は凍結のおそれがあるため閉鎖期間としております。貸付賃料につきましては、1区画60平米当たり月500円で、1人に2区画まで貸付けをいたします。

次に、貸付状況でございます。令和4年から6年度までの農園ごとの利用状況について表にまとめております。

まず、立明寺ふれあい農園につきましては、令和4年度が13区画の利用率81.3%、令和5年度は14区画の87.5%で、令和6年度につきましては16区画の100%となっております。

次に、常松ふれあい農園は、令和4年、令和5年ともに28区画の100%で、令和6年度に区画数を29区画に増やしましたが、引き続き利用率100%となっております。

上古賀ふれあい農園につきましては、令和4年、令和5年ともに17区画の60.7%でしたが、令和6年度は13区画の46.4%に下がっております。

永岡ふれあい農園は、令和4年、5年ともに19区画の95%でしたが、令和6年度は20区画の100%となっております。

最後に、香園ふれあい農園は、令和4年、5年ともに6区画の22.2%と、低い利用率でございましたが、令和6年度は利用区画数が約2倍の13区画となりまして、利用率は52%に上がっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 説明ありがとうございます。五つの市民農園の御説明でございました。その中で、3番目、上古賀の貸付状況が60.7%から46.4%に減っておりますけども、この理由を教えてください。

それと、1と2と4が100%に達しておりますですたいね。この選別はどんな方法で行われておるのか。これをお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） まず、上古賀ふれあい農園についてですが、上古賀ふれあい農園が場所的に建物と建物の間を通っていかないとたどり着けない場所にございまして、非常に分かりづらい場所にあります。あと、立明寺とか常松とかは駐車するスペースが若干あるんですけども、上古賀につきましては全く駐車するスペースがございませんので、

利用者としてはやっぱり近くの方、徒歩であったり自転車とかで来られる方が借りているということになっています。ですので、実際利用率が下がっているのは、案内はするんですけど、やはり駐車スペースがないということで、なかなか敬遠されているところでございます。

100%のところにつきましては、3年に一度募集をかけております。募集がそれ以上になった場合は抽せんという形にしておりまして、そういったところで区画数の割当てをしているところでございます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） ありがとうございます。1と2と4の抽せん漏れた方をぜひ3の上古賀のほうに誘導していただいて、上げるような努力をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 確かに、漏れた方とか、今現在100%でもう貸付けするところがありませんので、途中で借りたいという方はやはり年に何人かいらっしゃいますから、今おっしゃるとおり、上古賀と香園のほうが空いているので一応お勧めはするんですけども、上古賀はどうしてもやはり駐車が、止められないということで、本人さんも1回見には行かれるんですけども、なかなかそこで、すみませんということで申込みを断られることがございます。

香園については、6年度は利用率は上がったんですけども、こちらにつきましては駐車場も整備してまして、トイレもあって井戸水まで使えるようにはして、条件が一番いいんですけども、利用者のほうからすると、やっぱり趣味の範囲でされているというところもございまして、なかなか遠くまではということで断られる方がいらっしゃいます。我々のほうとしても案内して、できたらということでは伝えておるんですけども。そういった努力は続けていきたいなと思っております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

ここで少し休憩をいたします。

休憩 午後 5 時00分

再開 午後 5 時08分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、建設環境常任委員会の行政視察の実施の件を議題といたします。

委員会では、所管事務に係る調査研究のため、閉会中に委員会の行政視察を実施したいと思いをします。

視察地と目的は、茨城県下妻市、農機シェアリングサービスについて、2、栃木県茂木町、棚田オーナー制度について、3、茨城県土浦市、生ごみのリサイクル事業について。視察日は、令和7年10月21日から10月23日までの3日間で、視察者は委員7名、随員として執行部1名、事務局1名の計9名。視察に伴う経費は予算の範囲内。以上の内容で議長へ委員派遣承認要求を行うこととし、その他委員派遣に伴う諸手続については、正副委員長に一任を願いたいと思いをします。

なお、相手先の都合により、日程、視察先を変更する必要がある場合の手続についても正副委員長に御一任を願いたいと思いをします。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本委員会は閉会中に行政視察を実施することを決定いたしました。

なお、委員会が終わり次第、行政視察について引き続き協議を行いたいと思いをします。

これで本日の議事は終了いたしました。

これをもちまして、建設常任委員会を閉会いたします。

閉会 午後 5 時10分